



全日本私立幼稚園連合会
都道府県政策担当者会議

「幼児教育の振興」及び
「子ども・子育て支援新制度」について

平成27年10月15日(木)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
淵 上 孝

目 次

1. 幼児教育の無償化・幼児教育の振興	2ページ
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	13ページ
3. 私立幼稚園の新制度への移行状況	23ページ
4. 新制度に係る予算	29ページ
5. 私立幼稚園を取り巻く環境の変化等	40ページ

1. 幼児教育の無償化・幼児教育の振興

幼稚園・保育所の保育料負担の現状について【26・27年度予算措置による軽減の拡大】

1. 所得階層ごとの負担額

○ 所得階層に応じた保育料の負担となるよう軽減。

【第1子の場合の保育料負担額】

(単位:円)

私立幼稚園		保育所	
階層区分 (推定年収)	保護者負担 (月額)	階層区分	保護者負担 (月額)
I 生活保護世帯	0	I 生活保護世帯	0
II 市町村民税 非課税世帯(所得割 非課税世帯含む) (約270万円未満)	3,000	II 市町村民税 非課税世帯	6,000
III 市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (~約360万円)	16,100	III 市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	16,500
IV 市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (~約680万円)	20,500	IV 市町村民税 所得割課税額 97,000円未満	27,000
就支 園給 奨対 励象 費外	市町村民税 所得割課税額 211,200円以上 (約680万円~)	V 市町村民税 所得割課税額 169,000円未満	41,500
		VI 市町村民税 所得割課税額 301,000円未満	58,000
		VII 市町村民税 所得割課税額 397,000円未満	77,000
		VIII 市町村民税 所得割課税額 397,000円以上	101,000

(平成27年度予算ベース)

【H26予算】生活保護世帯:6,600円→0円

【H27予算】市町村民税非課税世帯:9,100円→3,000円に引き下げ

2. 多子世帯の取扱

- 多子世帯の負担軽減策として、保育料を第2子は第1子の半額、第3子は無償。
- ただし、第1子、第2子等のカウントは、幼稚園は小学校3年生まで、保育所は0~5歳児の範囲でカウント。

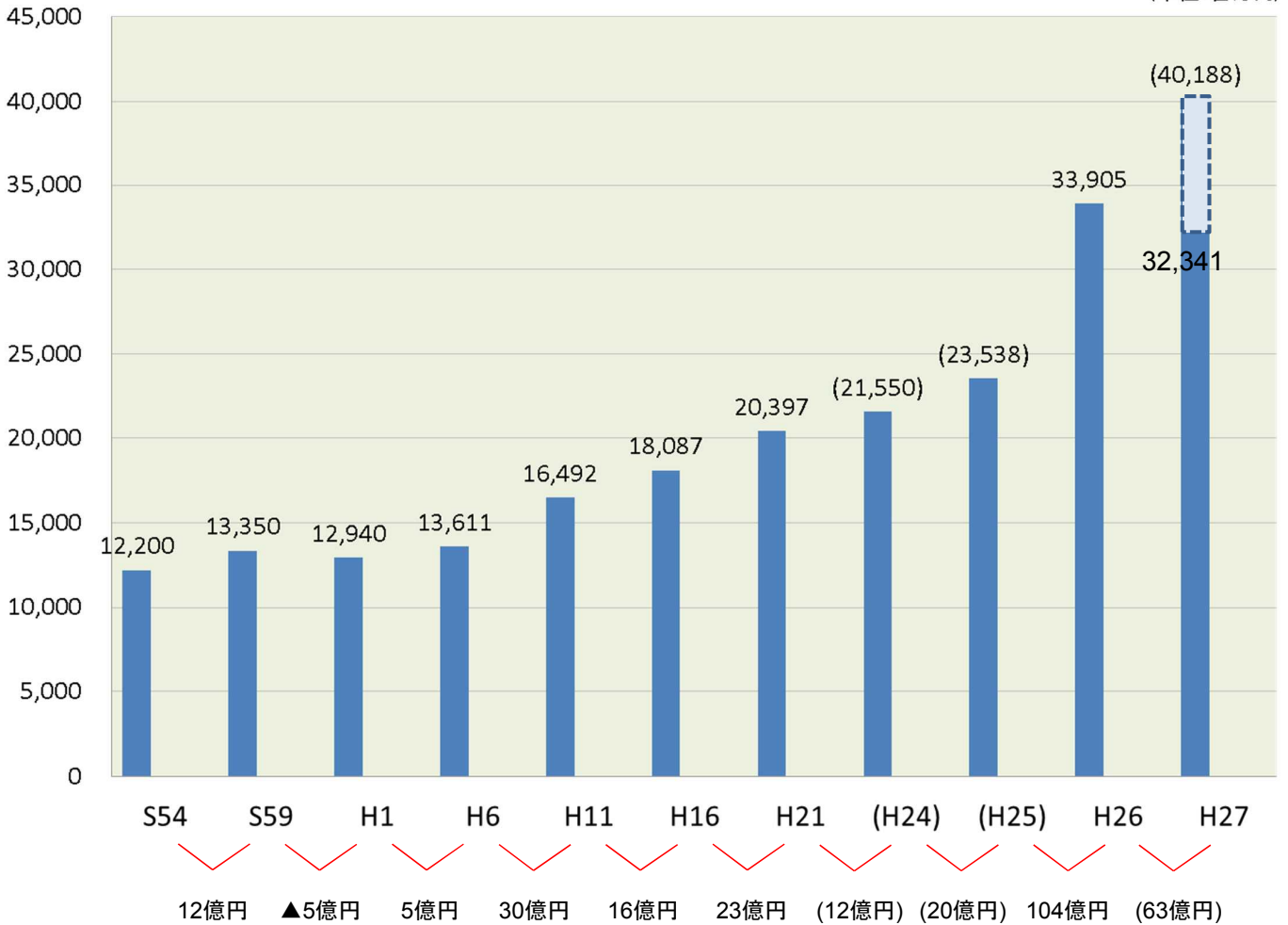
年齢	例1 (幼稚園)	例2 (幼稚園)	例3 (保育園)
(5歳)	第1子 小学校3年生 第2子 保育料半額	第1子 小学校6年生 第2子 保育料満額	第1子 小学校3年生 第2子 保育料満額
(4歳)			
(3歳)	第3子 無償	第2子 保育料半額	第2子 保育料半額
(2歳)			第3子 無償
(1歳)			
(0歳)			

※小4以上はカウントしない
※小1以上はカウントしない

【H26予算】幼稚園について、第2子は半額、第3子以降は無償とする措置に所得制限(年収約680万円程度まで)を設けていたものを撤廃

幼稚園就園奨励費補助金予算額推移（抜粋）

（単位：百万円）



幼児教育の段階的無償化に追加的に必要となる公費の推計

平成26年7月23日
幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議 説明資料より

推定年収	全員（3歳～5歳児）	5歳児のみ
270万円未満まで	124億円 約28.4万人（9.7%）	45億円 約9.8万人（3.3%） 5歳児全体に占める割合（9.7%）
360万円未満まで	729億円 約66.8万人（22.9%）	244億円 約22.8万人（7.8%） 5歳児全体に占める割合（22.6%）
680万円未満まで	3,898億円 約203.5万人（69.6%）	1,273億円 約69.4万人（23.8%） 5歳児全体に占める割合（68.7%）
680万円以上	7,445億円 約283.9万人（97.2%）	2,797億円 約99.4万人（34.0%） 5歳児全体に占める割合（98.4%）

※私立幼稚園の新制度への移行率を0割とした場合の試算

※園児数、所要額は低所得階層からの累積額

全体合計 約292.2万人（100%）
（内すでに無償となっている人数） 約8.3万人（2.8%）

幼児教育無償化について

平成27年7月22日
幼児教育無償化に関する
関係閣僚・与党実務者連絡会議

- 幼児教育無償化は、幼児教育の重要性に鑑み、低所得世帯を含むすべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すものであり、本連絡会議において基本方向を定め(『「幼児教育の無償化」について』(平成25年6月6日 幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議))、平成26年度及び平成27年度予算編成において、無償化に向けた段階的取組を進めてきたところである。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2015について」(平成27年6月30日閣議決定)においても「幼児教育は人格形成の基礎を培うものであり、重要な政策課題として総合的にその振興に取り組む。家庭の教育費負担軽減の観点から、少子化社会対策大綱等も踏まえ、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める」とされている重要課題である。
- このため、平成28年度においては、別紙のとおり関係閣僚が取りまとめた基本的な考え方を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。

6

(別紙) 子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化に係る平成28年度予算編成に向けた基本的な考え方について(平成27年5月21日)

文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣府特命担当大臣(少子化対策) 有村 治子

子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化について、平成28年度予算編成においては、以下の方針に基づき、取り組むこととする。

記

1. 子ども・子育て支援新制度については、0.7兆円ベースの「量の拡充」及び「質の向上」の維持を最優先しつつ、「1兆円超」の財源確保に引き続き最大限努力する。
2. 幼児教育の無償化については、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に推進する。
3. 子ども・子育て支援新制度に係る「1兆円超」及び幼児教育無償化については、平成28年度概算要求では事項要求とする。
4. 幼児教育無償化は、平成28年度予算編成においては、少子化対策を主軸としつつ、貧困対策の要素も加味して検討する。
具体的には、少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において、多子世帯への一層の配慮が重点課題として盛り込まれたこと等を踏まえ、多子世帯・低所得世帯を優先課題との認識に立って、以下の点に留意しながら検討する。
(1) 少子化対策の観点からは保育所(0~2才児)も含めた複数案の試算・検討を行う。
(2) 自治体実務(電算システム)への影響も考慮する。

以上

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。**

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

審議事項の柱

1. 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方

- これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために**必要な資質・能力の育成に向けた教育目標・内容の改善**
- 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「**アクティブ・ラーニング**」）の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
- 育成すべき資質・能力を育む観点からの**学習評価の改善**

2. 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し

3. 学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

- 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の**カリキュラム・マネジメント**の普及
- 「**アクティブ・ラーニング**」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の **開発・普及**

中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理（平成27年8月26日）

- ### 5. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性
- (1) 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続
- ① 幼児教育

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、義務教育及びその後の教育の基礎となるものとして、**幼児に育成すべき資質・能力を育む観点から、教育目標・内容と指導方法、評価の在り方を一体として検討する必要がある。**
- 具体的には、子供の発達や学びの連続性を踏まえ、また、幼児期において、探究心や思考力、表現力等に加えて、感情や行動のコントロール、粘り強さ等の**いわゆる非認知的能力を育むことがその後の学びと関わる重要な点であると指摘されている**ことを踏まえ、**小学校の各教科等における教育の単純な前倒しにならないよう留意しつつ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化を図ることや、幼児教育にふさわしい評価の在り方を検討**するなど、**幼児教育の特性等に配慮しながらその内容の改善・充実が求められる。**
- また、例えば、幼児が音声の響きやリズムに気付くこと、生活に必要な言葉を分かったり使ったりすること、生活の中で様々な色、形などに気付いたり感じたりすること、場面に応じ体の諸部位を十分に動かすことなどが、小学校以降の生活や学習の基盤につながると指摘されていることも踏まえ、今後の検討において、専門的・具体的に議論を深めていくことが求められる。その際、**幼児一人一人に応じた対応**を行うことや、**日々の活動が小学校以降の生活や学習の基盤につながっていることを幼稚園の教員が再認識し、意図的に取り組む**ことなども求められる。
- そうした幼児教育の改善・充実を図る中で、**小学校教育との接続を一層強化していくことが重要**である。幼児教育と小学校教育の円滑な接続を支援するため、**幼児と児童の交流の推進、指導資料・教材等の開発、幼稚園と小学校の教員の人事交流や教員・行政担当者の研修をはじめとした教員等の資質能力の向上、教育委員会等における幼児教育の推進体制の充実**などの**条件整備が求められる。**
- そのほか、子供の発達の連続性を踏まえた幼児教育を充実するために、子供一人一人の多様性への配慮や学校と家庭、地域との連携強化の観点から、**幼稚園における子育ての支援等**について、**具体的な留意事項の在り方等に関する検討を行う必要がある。**
- なお、**幼児期の教育については、幼稚園のみならず、保育所、認定こども園で担われている**ことを踏まえ、**これらの全ての施設における全体としての教育の質を確保することが求められる。**

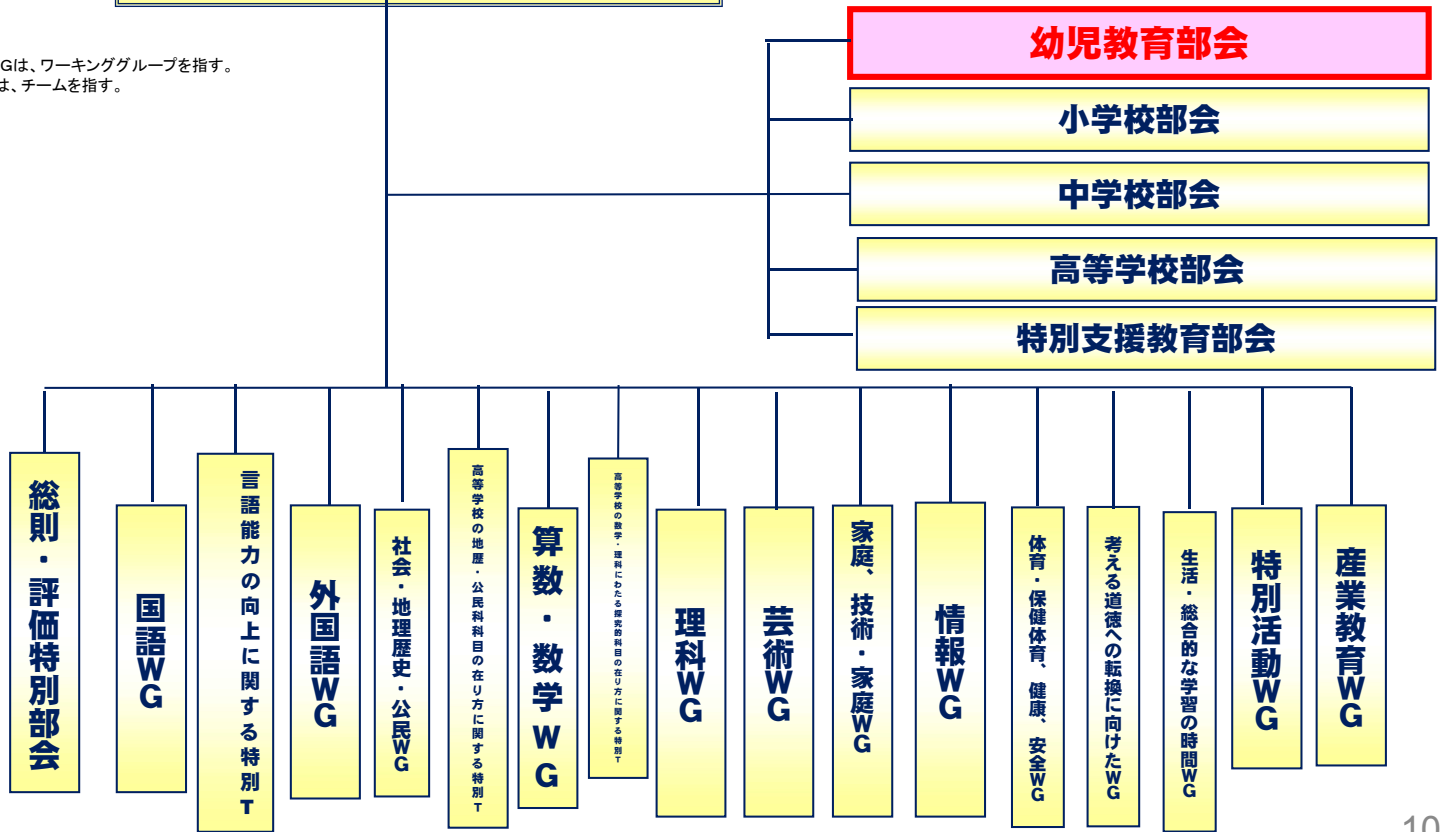
次期学習指導要領改訂に向けた検討体制

中央教育審議会教育課程部会

教育課程企画特別部会

平成27年8月26日
教育課程部会了承

※WGは、ワーキンググループを指す。
※TIは、チームを指す。



今後の予定 審議のまとめを経た上で、平成28年度中を目処に中央教育審議会として答申が取りまとめられるよう検討を進めていく予定

10

「幼児教育の振興について」(概要)

(平成27年5月 自民党・文部科学部会幼児教育小委員会、幼児教育議員連盟新制度検討チーム合同会議)

1. 基本的な考え方

- ・ 幼児期の教育(幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものをいう。具体的には、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育、家庭における教育、地域における教育を含む広がりを持った概念としてとらえる。以下、「幼児教育」という。)は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う非常に重要なもの
- ・ 質の高い幼児教育は、好奇心等に溢れる心豊かな子供を育て、健全で安定した社会を創造することに繋がるため、国家戦略の一環として取り組み、幼児教育分野への思い切った重点的な資源投入が必要

2. 幼児教育の振興方策

(1) 幼児教育の質の向上

① 幼児教育の内容の充実と小学校教育との円滑な接続

- ・ 小学校以降における学びとの連続性を図る観点から、5歳児を中心として取り組むべき教育内容をより明確化・具体化
- ・ ただし、決して小学校で行われている教科書等を用いた教科等の教育の前倒しとしないよう留意
- ・ 幼保小の連携は、小学校と連携しながら「アプローチ・カリキュラム」等を編成し、体系的に実施

② 教員・保育士等の資質能力の向上及び計画的な人材確保

- ・ 教員・保育士等の処遇・配置の改善など、計画的に優れた人材を確保するために必要な施策を推進
- ・ 経験や役割等に応じた昇進やきめ細かな研修体系などキャリアアップの仕組みを整備

③ 幼児教育に関する適正な評価システムの導入

- ・ 自己評価、関係者評価、第三者評価を進め、持続的に改善を促すPDCAサイクルを構築

④ 幼児教育に関する研究拠点の整備、実証的な調査研究の推進

- ・ 大学・研究機関、幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の調査研究に係るネットワークの構築
- ・ 国における幼児教育の研究拠点(ナショナルセンター)の整備に向けた検討

11

(2) 質の高い幼児教育の提供体制の確保

① 地方自治体等における幼児教育の推進体制の整備

- ・ 市町村の幼児教育に係る責任の明確化、市町村における幼児教育推進体制の整備（専任職員や「幼児教育アドバイザー（仮称）」の配置等）
- ・ 都道府県における幼児教育センターの設置促進

② 障害のある子供への適切な支援体制の整備

- ・ 幼児期からの発達障害のある子供への支援充実
- ・ 必要な施設整備の支援、専門的知見を有する人材の配置・派遣の促進

③ 家庭や地域の教育力の向上

- ・ 子育て支援（親子登園、相談事業、一時預かり等）の充実
- ・ 家庭教育に対する支援の充実、ワークライフバランスの改善
- ・ 地域人材の幼児教育への積極的な参画への支援

(3) 幼児教育の段階的無償化の推進

- ・ 必要な財源の確保方策について、政府・与党一体となって検討を行い、幼児教育無償化を段階的に推進

(4) 幼児教育の充実のための財政支援の充実

- ・ 新制度における質改善を実現するため、消費税収以外の財源を含む1兆円超の財源を確保
- ・ 新制度に移行しない私立幼稚園に対する私学助成及び就園奨励費補助の充実

(5) 子ども・子育て支援新制度の検証

- ・ 新制度の施行後、幼児教育の振興の観点から検証を行う

(6) 「幼児教育振興法（仮称）」の制定

- ・ 幼児教育の振興を図るため、幼児教育振興法（仮称）を制定（幼児教育の重要性、意義等の基本的理念、国・都道府県・市町村が一体となって取り組む体制の整備等）

2. 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度(H27.4.1施行)のポイント

◆制度創設の背景・趣旨

- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化。
 - 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、国や地域を挙げて、子ども・子育てへの支援を強化する必要。
- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、消費税財源も活用して、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。

◆主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - ・ 各施設がこれまでの経験を踏まえながら、より充実した活動ができるよう支援。地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化（学校及び児童福祉施設としての位置づけ）
- ③ 「地域子ども・子育て支援事業」の創設（地域子育て支援拠点、一時預かり等）
 - ・ 地域の実情に応じて、柔軟に選択が可能な13の支援メニューを設定
- ④ 市町村が実施主体
 - ・ 住民に最も身近な市町村が、地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支える

子ども・子育て支援新制度の全体像

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

地域の実情に応じた
子育て支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づき措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業(新規)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診

- ・実費徴収補足給付事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新制度によって、私立幼稚園は何か変わるのか？

(注：各私立幼稚園が新制度に移行するかどうかを選択)

○公費による運営費支援が義務化、市町村には幼児教育の機会を保障する義務

- ※従来の私学助成・就園奨励費補助(予算補助)→施設型給付(義務的経費)による安定的な運営が可能に
- ※園には応諾義務が発生(=正当な理由がなければ入園を拒否できない)
- ※市町村には、幼児教育の受け皿を確保する義務(例えば、認定こども園化を検討)

○保育料は、所得に応じ、市町村が決定

- ※従来は、園ごとに一律の保育料+所得に応じた就園奨励費補助(キャッシュバック)の仕組み
- ※市町村が定める保育料とは別に、より手厚い教育を行うための対価として、上乘せ保育料を求められる場合もある

○幼児教育の質の向上を図る

- ※3歳児を中心に幼稚園教諭や保育士配置を改善
- ※幼稚園教諭や保育士の賃金等の処遇を改善
- ※保幼小接続の推進 など

○建学の精神に基づき、幼児教育を行う学校であることは不変

- ※園と保護者の直接契約の関係も不変
- ※保護者は、各園の教育方針や内容、上乘せ保育料などを理解した上で、園に直接申し込む

16

新制度における幼稚園の選択肢

	位置付け・役割	施設の認可・認定・指導監督等 (認可・認定)	施設の認可・認定・指導監督等 (確認)	財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型) ○学校教育と保育を提供する機関(幼保連携型) :学校と児童福祉施設の位置付け(幼稚園型) :保育機能を認定 ○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応	○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督 ※新制度において、認可・指導監督等の一本化、給付の共通化を行うことにより、幼保連携型認定こども園の二重行政を解消 ※認定こども園の認可・認定の際、都道府県は実施主体である市町村との協議を行う	○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督	○「保育の必要性」の認定を受けた利用者: 「保育時間」に対応する「施設型給付」※ ¹ ○その他の利用者: 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」※ ¹ ○私学助成(特別補助)※ ²	○応諾義務 *「正当な理由」がある場合を除き申し込みを拒んではならない。 *公正な方法による選考は可能。 ○利用者負担(は応能負担) *一定の要件の下で上乘せ徴収(特定保育料)、実費徴収が可能。
	「施設型給付」を受ける幼稚園 ○学校教育を提供する機関 ○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応	○都道府県が認可・指導監督	○「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督	○「教育標準時間」に対応する「施設型給付」※ ² ○私学助成(特別補助)※ ²	
従前どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園 ○学校教育を提供する機関	○都道府県が認可・指導監督		○私学助成(一般補助・特別補助) ○幼稚園就園奨励費(保護者向け)	○建学の精神に基づく選考 ○利用者負担は設置者が設定

※¹ 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※² 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組に対する補助。

施設型給付等の支給を受ける子どもの認定区分

○ 子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育を利用する子どもについて次の3つの認定区分に従って、居住地市町村が認定(区分、事由、保育必要量)を行い、利用施設・事業者が施設型給付等を法定代理受領する。

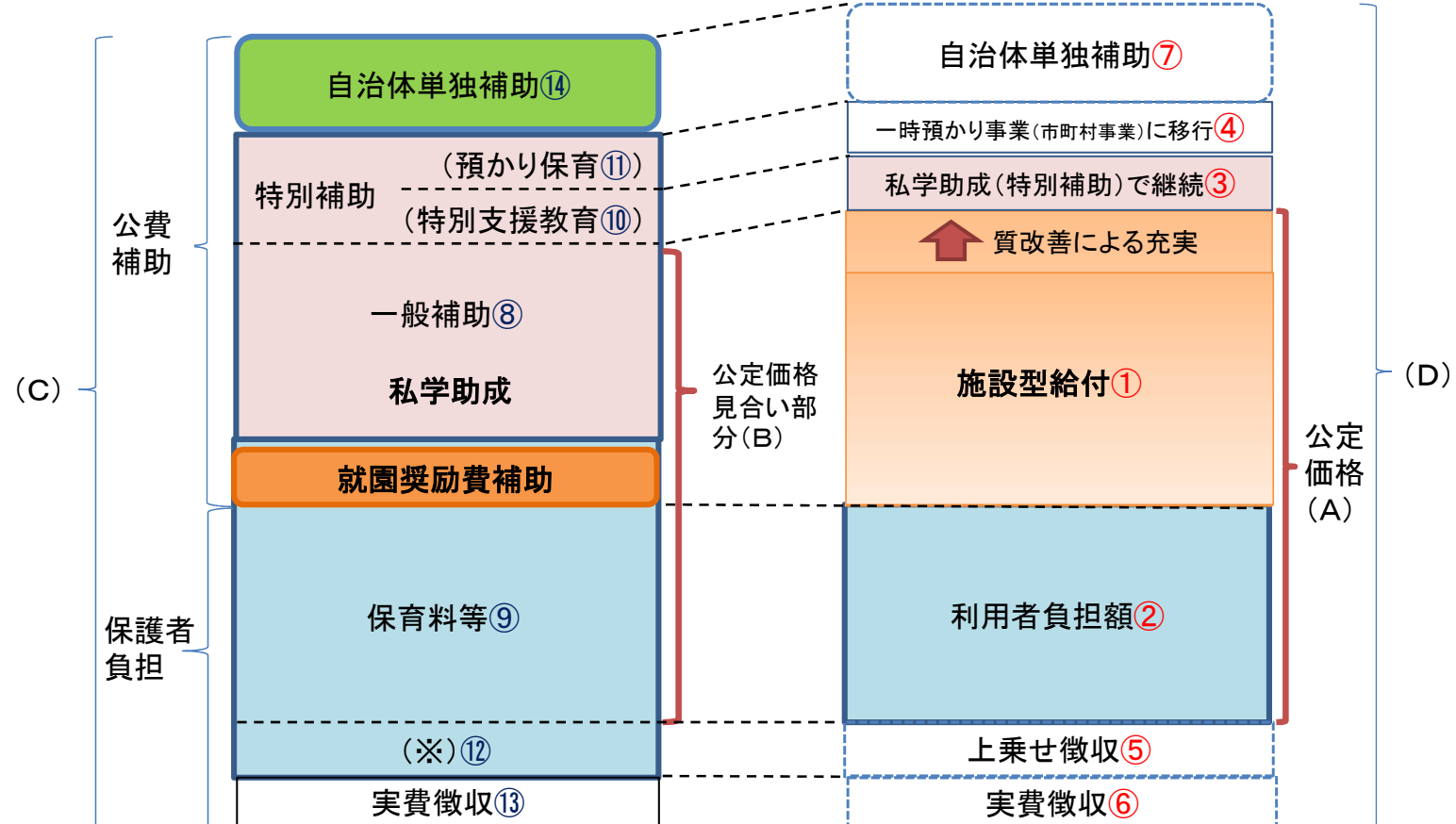
認定区分	給付の内容 (保育必要量)	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)の対象となる。

	幼稚園からみた整理	通常の教育時間	預かり保育
新制度	【保育認定子ども】(2号認定・3号認定) ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園	施設型給付	
	【教育標準時間認定子ども】(1号認定) ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園 ・幼稚園	施設型給付	一時預かり事業(幼稚園型) (地域子ども・子育て支援事業の1類型)
従前どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園	私学助成 (一般補助)	私学助成 (特別補助:預かり保育推進事業)

新制度との収入比較【私立幼稚園(認定こども園含む)】(イメージ)

(新制度移行前) (新制度移行後)



※現行の保育料等が全国平均よりも高い水準の私立幼稚園のイメージ

※公定価格の試算の際には、公定価格試算ソフト(<http://www.youho.go.jp/shisansheetY.html> に掲載)をご活用下さい。

質改善による単価の比較(例示)

※実際の改善状況は個々の施設等で異なるものであり、一定の前提条件の下での例示であることに留意。

<幼稚園> 公定価格の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

○180人(私立幼稚園の平均的な規模)とした上で、現在の園児の学齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

		園児数	構成割合
4歳以上児	30:1	122人	68.1%
3歳児	20:1	54人	29.8%
満3歳児		4人	2.1%
合計		180人	100.0%

地域区分：その他地域

項目	金額 A (質改善前)	金額 B (27年度単価)	備考 ☆:「質の改善」事項	参考:金額 (仮単価)
基本分単価(⑤)	58,020千円	58,586千円	☆事務負担への対応(非常勤職員週2日)を基本額へ組み込み	58,473千円
処遇改善(⑥)	5,386千円(10%)	7,001千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施	7,001千円
加算部分1(⑦~⑬)	16,440千円	21,538千円	・副園長・教頭配置加算、満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ☆3歳児配置改善加算を追加	21,375千円
加算部分2(⑭~⑳)	59千円	2,110千円	・施設関係者評価加算 ☆療育支援加算、主幹教諭等専任加算、子育て支援活動費加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加	2,109千円
合計	79,905千円	89,235千円	・増加額:9,329千円(B-A)	88,960千円

20

質改善による仮単価の比較(例示)

※実際の改善状況は個々の施設等で異なるものであり、一定の前提条件の下での例示であることに留意。

<認定こども園> 公定価格の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

○180人(認定こども園の平均的な規模)とした上で、認定こども園を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

		児童数	1号	2、3号	構成割合
4歳以上児	(30:1)	106人	81人	25人	58.9%
3歳児	(20:1)	49人	36人	13人	27.2%
1、2歳児	(6:1)※	20人	3人	17人	11.1%
乳児	(3:1)	5人		5人	2.8%
合計		180人	120人	60人	100.0%

・地域区分：その他地域

・保育標準時間と保育短時間の比率は7:3と仮定

※1号認定においては、満3歳児の児童数及び満3歳児対応教諭を配置する場合の配置基準。

項目	金額 A (質改善前)	金額 B (27年度単価)	備考 ☆:「質の改善」事項	参考:金額 (仮単価)
基本分単価 (1号:⑤、2・3号:⑥)	86,722千円	92,929千円	☆事務負担への対応(非常勤職員週2日)、保育標準時間に対応した職員配置の改善(延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配)、研修代替職員の配置(年間2日)、子育て支援活動費	91,065千円
処遇改善 (1号:⑥、2・3号:⑦)	7,794千円(10%)	10,914千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施	10,656千円(13%)
加算部分1 (1号:⑦~⑭、2・3号:⑧~⑬)	20,381千円	25,214千円	・副園長・教頭配置加算、学級編制調整加配加算、満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ☆3歳児配置改善加算を追加	25,006千円
加算部分2 (1号:⑰~⑳、2・3号㉑~㉒)	1,080千円	1,707千円	・事務職員雇上費加算、施設関係者評価加算 ☆療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加	1,707千円
合計	115,978千円	130,763千円	・増加額:14,785千円(B-A)	128,434千円

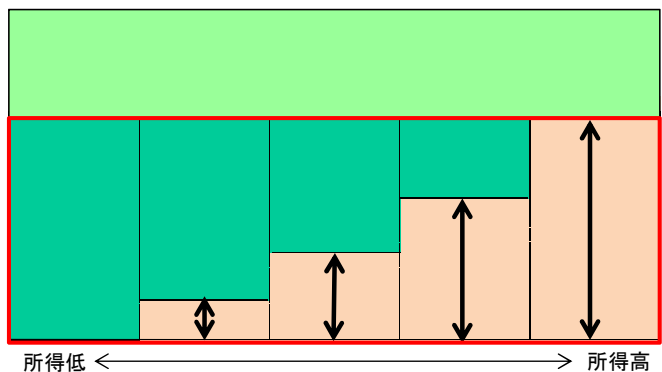
※上記とは別途、既存の幼保連携型認定こども園については、施設長に係る経過措置を設定

21

私立幼稚園に係る保護者負担の仕組み

〈私学助成・就園奨励費補助〉

園が定める保育料(園ごとに一律の額)を支払った後、就園奨励費補助としてキャッシュバック。

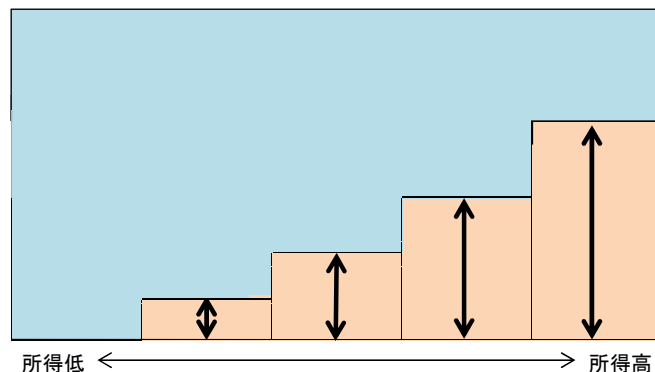


私学助成
 就園奨励費補助
 保護者の負担

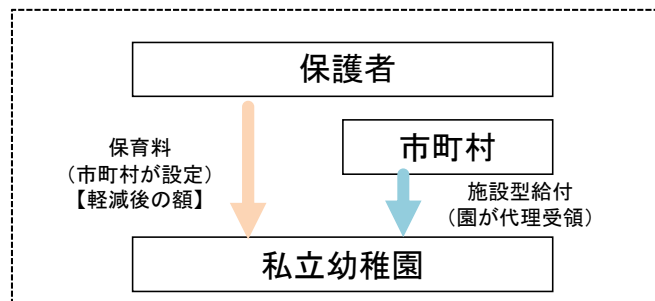
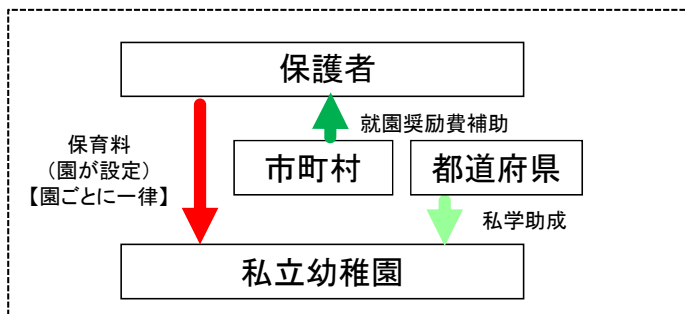
実質的な負担額は同じ

〈子ども・子育て支援新制度〉

最初から、施設型給付により軽減された後の保育料を支払う。

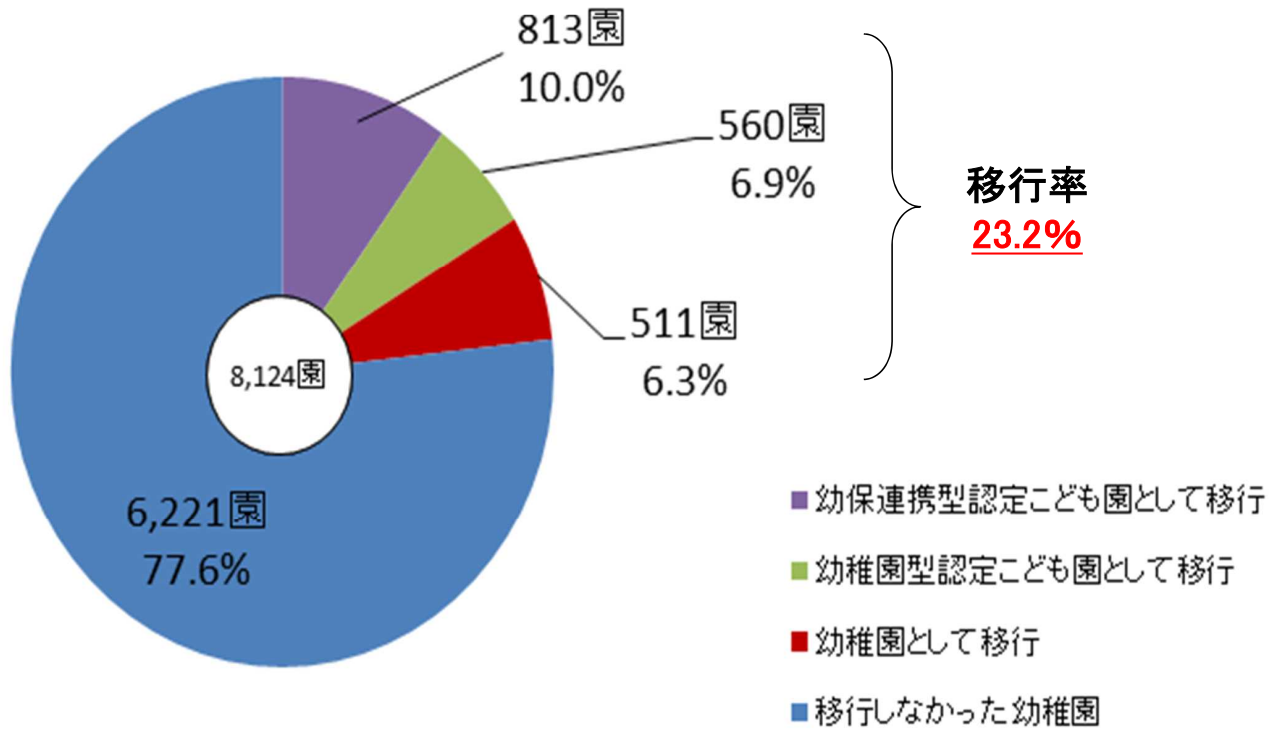


施設型給付
 保護者の負担



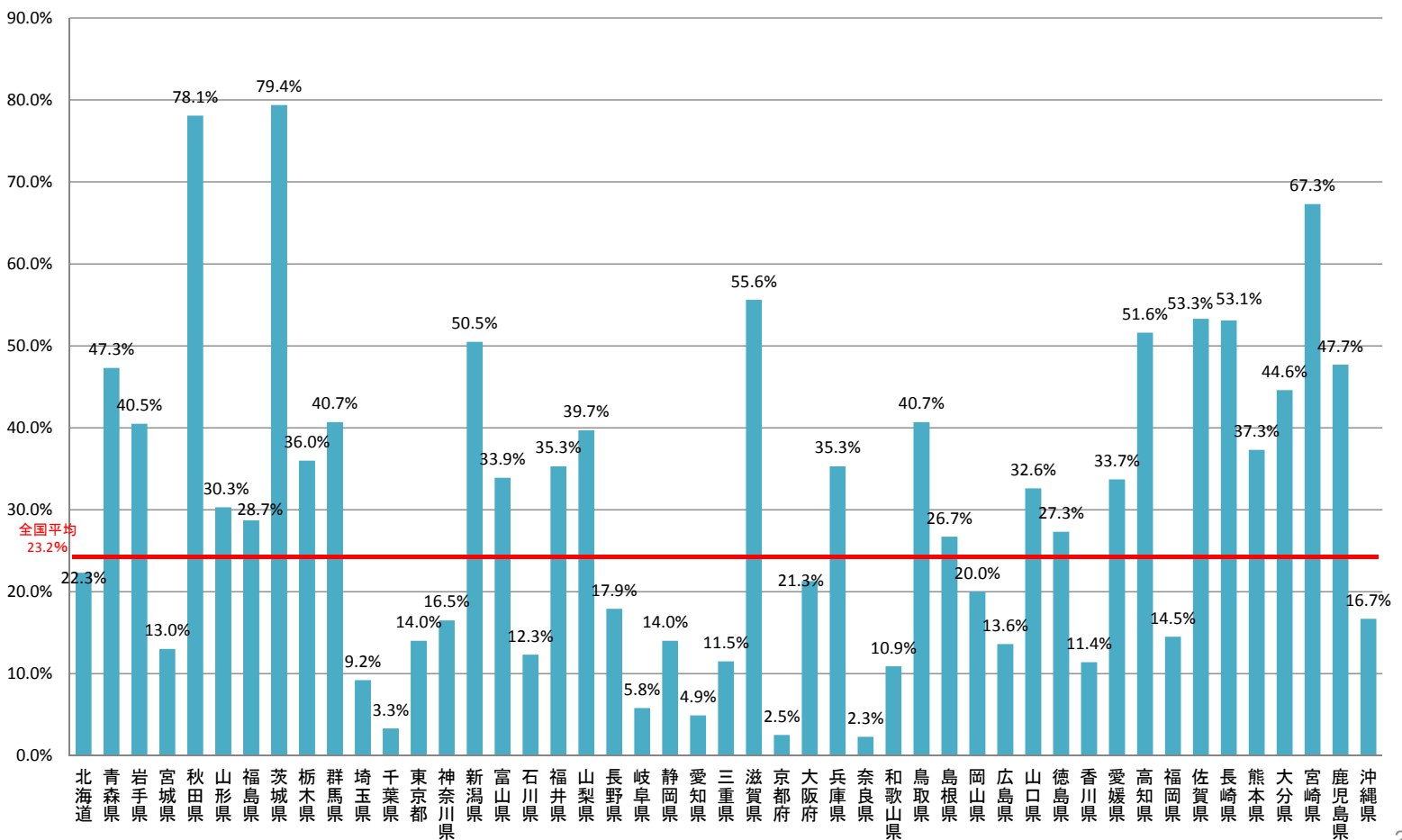
3. 私立幼稚園の新制度への移行状況

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況(平成27年4月1日現在)



(出典) 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査(平成27年7月27日公表)

各都道府県における私立幼稚園の移行率(平成27年4月1日現在)



私立幼稚園の新制度への円滑移行について

(平成26年4月10日付け三府省事務連絡の概要)

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応

主な課題

対応

市町村と幼稚園の関係構築、
体制整備

- 市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等
- 都道府県(私学担当)による市町村への支援
- 地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

計画に基づく
認定こども園や新制度への円滑な移行支援

- 都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定こども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乗せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保
- 新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)
- 調理施設等の施設整備支援や認定こども園の運営費支援などの積極的な活用

施設型給付の適正な実施
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

- 標準的な給付水準を踏まえた国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定
- 市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定
- 仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を実施

- 給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議
- 都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議

一時預かり事業(幼稚園型)
の適正な実施

- 幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づく事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。
- 仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえた合理的な理由説明を実施

- 国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。

26

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果概要

1 調査の趣旨及び調査方法

- 新制度施行時点における各市区町村の施設型給付及び一時預かり事業(幼稚園型)の実施状況を把握。
- 平成27年4月時点の全市区町村(1,742自治体)の状況を都道府県が調査し、国に提出(7月27日公表)。

2. 主な調査項目及び結果概要

(1)教育標準時間認定子ども(1号認定こども)に係る施設型給付関係

① 施設型給付の設定額

国の定める基準と同額	1,461自治体	83.9%
未設定	280自治体	16.1%

国の定める基準と異なる額を設定している自治体はなかった。

② 利用者負担額

政令で定める額と同額	334自治体	19.2%
政令で定める額より低額(※)	1,185自治体	68.1%
未設定	222自治体	12.6%

※ 低額にした理由: 保育所等とのバランス(52.1%)、新制度に移行しない幼稚園とのバランス(29.3%)、公立施設とのバランス(21.6%) 等

(2)一時預かり事業関係

① 一時預かり事業(幼稚園型)の実施状況

私立幼稚園を対象に実施	505自治体	29.0%
公立幼稚園のみ実施	258自治体	14.8%
実施していない(※)	978自治体	56.2%

自市区町村内に新制度に移行した私立幼稚園がある301自治体のうち、260自治体(86.4%)で一時預かり事業(幼稚園型)を実施。

② 一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価額

国の示した額と同額	499自治体	98.8%
国の示した額より高額	3自治体	0.6%
国の示した額より低額	3自治体	0.6%

※ 実施していない理由: 域内に私立幼稚園がない(35.8%)、事業者からの希望がなかった(29.5%)、私学助成により対応(2.2%) 等

27

新制度の円滑実施に向けた主な課題（私立幼稚園関係）

移行を希望する園の円滑移行、移行した園における新制度の定着に当たって課題となっている事項について、現時点で地方自治体や関係事業者から聞き取った主な内容をまとめると、以下のとおり（地域によって状況が異なる部分もあり、各地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要）。

I. 地方自治体・事業者への周知等

地方自治体・事業者に対する周知が必ずしも十分に浸透しておらず、制度運用が円滑に進んでいない部分がある。また、市町村との関係構築や保護者の理解が得られるかについて不安を感じている園が多い。

II. 事務負担の軽減

移行に当たっての事務手続、移行後における毎月の施設型給付の請求（特に各種加算の取扱い、広域利用の場合の複数市町村への請求）等に係る事務の負担が過重となっている。

III. 収入面での不安への対応

私学助成の水準の高い園を中心に減収等に対する不安が強く、移行の懸案要因となっている。

IV. 人材の確保

有資格者（幼稚園教諭・保育士）の確保が困難であるため、一時預かり事業の実施や、施設型給付における加配加算の確保等が困難となっている。

4. 新制度に係る予算

平成27年度の社会保障の充実・安定化について

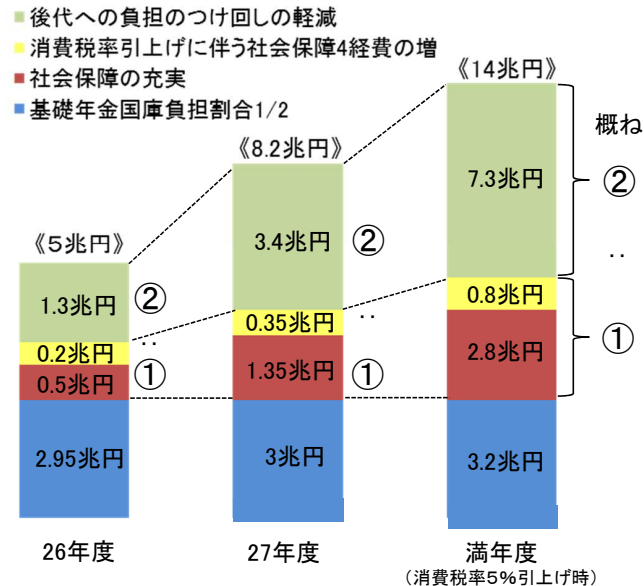
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度増収額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」と
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈27年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3兆円
○社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円
○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.35兆円
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.4兆円

(参考) 算定方法のイメージ



(注) 金額は公費（国及び地方の合計額）である。

平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

- 消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円(※)となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

※ 消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

優先的に取り組む施策

① 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の向上」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

② 医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

③ 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要な不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置するとともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

- 年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。
- 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位: 億円)

事項	事業内容	平成27年度 予算			(参考) 平成26年度 予算額	
		(注1)	国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195	2,649	2,915	
	社会的養護の充実	283	142	142	80	
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56	6	64	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
		・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	544
		・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	392	277	115	353
		地域包括ケアシステムの構築				
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	—	
	・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等	1,051	531	520	—	
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	236	118	118	43	
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832	—
		被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0	—
高額療養費制度の見直し		248	217	31	42	
介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化		221	110	110	—	
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154	298	
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0	10	
合計		13,620	6,786	6,833	4,962	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
 (注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。
 (注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。
 (注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

平成27年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

○ 子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の向上事項はすべて実施。

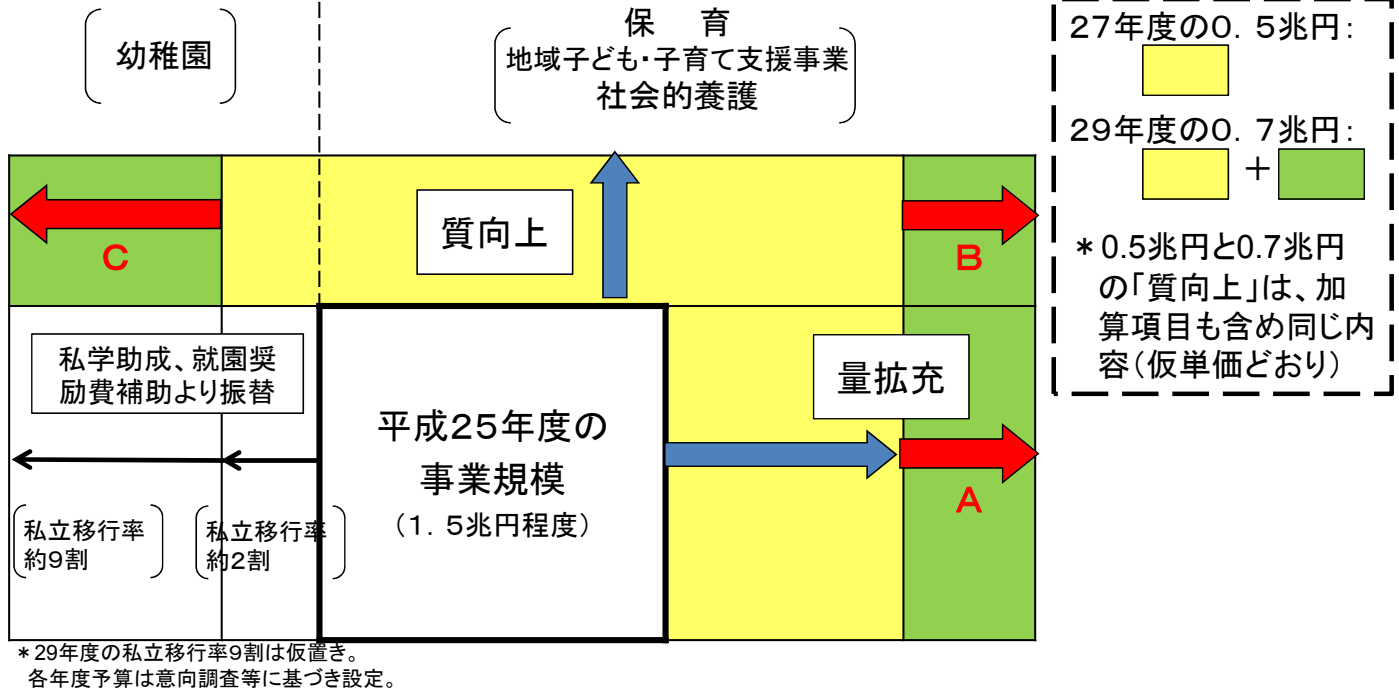
	量的拡充	質の向上
所要額	3,097億円	2,030億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など
	量的拡充・質の向上 合計 5,127億円	

○ 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

平成27年度予算における「0.5兆円程度」と「0.7兆円の範囲で実施する事項」の関係

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」は、待機児童解消加速化プラン等を踏まえ、29年度の所要額として整理されたもの。
- 27年度予算の「0.5兆円程度」は、
 - ① 各市町村の事業計画に基づく27年度の「量の拡充」に対応
 - ② 「0.7兆円の範囲で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施(加算項目も含め、仮単価どおり)するための所要額として確保されたもの。

- 27年度の「0.5兆円程度」により、「0.7兆円の範囲内で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施できる主な要因は、
 - ① 保育サービス等の「量拡充」の途上であり、29年度所要額より少ないこと(図A部分)
 - ② 移行見込みの調査結果に基づき、私立幼稚園の新制度への移行率を2割程度としていること
 - ③ ①・②に伴い「質向上」の所要額が少ないこと(図B・C部分)



新制度への移行に伴う予算措置について

- 平成27年度予算においては、私立幼稚園の移行の実態(約2割)に対応して、
 - ・ ベース部分を私学助成・就園奨励費補助から新制度に振り替えるとともに、
 - ・ 消費税財源を活用して、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施するための所要額が確保されている。
- 「質の向上」については、大部分の私立幼稚園が新制度に移行した場合にも財政的に対応できるよう、平成29年度における私立幼稚園の移行率を9割と仮置きして所要額を確保しており、各年度の移行率に応じて、適切な水準の予算が措置される仕組み。
- なお、公定価格の設定に当たっては、教育・保育に通常要する費用の額を確実に措置する観点から、
 - ・ 小規模園でも安定的な園運営が可能となるよう、利用定員の区分に応じた単価設定を行うとともに、
 - ・ 大規模園を中心として、私学助成との乖離が大きくなるならないよう、チーム保育加配加算の算定上限を引き上げる
 などの対応を行ったところ。

子ども・子育て支援新制度の財源確保について

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)(抄)
(平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間合会)
二. 社会保障改革関連5法案について
(1) 子育て関連の3法案の修正等
⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。
○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。
⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。
2. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 抜粋
附則
(財源の確保)
第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。
3. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議
(平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)
十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。
4. 少子化危機突破のための緊急対策
(平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定) (抜粋)
5 制度・財政面での対応
(1) 子ども・子育て支援新制度等の財源確保
○ 「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月(予定)における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るための財源として、消費税引き上げによる財源(0.7兆円)を含め1兆円超程度の確保に努める。

5. 社会保障制度改革国民会議報告書
(平成25年8月6日) (抜粋)
3 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを
(1) 取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保
(略) 子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な推進が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。とりわけ子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費税引き上げによる財源(0.7兆円)では足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を今後図っていく必要がある。
6. 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日) (抜粋)
施策の具体的内容 1. 重点課題
(1) 子育て支援施策を一層充実させる。
① 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
○ 地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実
平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」(待機児童の解消や身近な子育て支援サービスの提供)及び「質の向上」(職員の配置や処遇の改善等)を行う。その際、市町村が、住民のニーズを把握し、地域の実情に応じて、計画的に提供体制の整備を図る。そのために必要な1兆円超程度の財源の確保については、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め、適切に対応する。
7. 経済財政運営と改革の基本方針2015
(平成27年6月30日) (抜粋)
2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮
〔2〕結婚・出産・子育て支援等
(略)「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てる。また、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく。「待機児童解消加速化プラン」、「放課後子ども総合プラン」等も確実に推進する。

平成28年度予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)【1】

内閣府

子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(平成27年度予算額) (平成28年度概算要求額)
2兆1,430億円 → 2兆1,408億円+事項要求

1. 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実) 21,405億円+事項要求(21,427億円)

- ◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実) 7,250億円+事項要求(7,250億円)
すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援の量及び質の充実を図る。
① 子どものための教育・保育給付 6,165億円+事項要求(6,165億円)
② 地域子ども・子育て支援事業(年金特別会計に計上) 1,085億円+事項要求(1,085億円)
- ※ 事項要求
・ 社会保障の充実
平成28年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用については、予算編成過程で検討。
・ 保育料に係る保護者負担の軽減
幼児教育の無償化に向けた段階的取組に係る費用については、予算編成過程で検討。
- ◆児童手当制度(年金特別会計に計上) 14,155億円(14,177億円)

2. 少子化対策の総合的な推進等(広報・啓発活動経費等) 3億円(3億円)

厚生労働省

待機児童解消策の推進など保育の充実

(平成27年度予算額) (平成28年度概算要求・要望額)
8,021億円 → 8,035億円+事項要求【子どものための教育・保育給付費負担金等の内閣府予算を含む】
914億円 → 928億円【うち厚生労働省予算】

1. 待機児童解消加速化プランの更なる展開 906億円(893億円)

- ◆保育所等の整備支援(一部推進枠) 555億円(555億円)
- ◆小規模保育等改修費支援(一部推進枠) 185億円(200億円)
- ◆賃貸方式による小規模保育等の推進(推進枠) 19億円【新規】
- ◆保育の量拡大を支える保育士の確保(一部推進枠) 92億円(77億円)

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進(保育関係)◀内閣府予算に計上▶ 1,102億円の内数+事項要求(1,102億円の内数)

- ◆地域子ども・子育て支援事業 942億円の内数+事項要求(942億円の内数)
- ◆認可を目指す認可外保育施設への支援等 160億円 +事項要求(160億円)
- ※ 平成28年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用については、予算編成過程で検討。

3. その他の保育の推進 22億円(22億円)

平成28年度予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)【2】

文部科学省

幼児教育の振興

(平成27年度予算額)
385億円

→

(平成28年度概算要求・要望額)
418億円 + 事項要求

1. 幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進

248億円+事項要求(248億円)

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成27年7月22日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとされているため、事項要求とする。

2. 幼児教育の質の向上

3億円 (0.3億円)

◆幼児教育の質向上推進プラン

2.4億円(0.3億円)

①幼児教育の推進体制構築事業【新規】

地域の幼児教育の質の向上を図るため、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して指導助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

②幼児期の教育内容等深化・充実調査研究【新規】

幼児教育に係る教職員の研修等をはじめとした資質向上、幼児教育にふさわしい評価の在り方の検討等に関する調査研究を実施する。

◆幼稚園教育要領の改訂

0.2億円【新規】

◆ECEC Network事業の参画

0.4億円【新規】

3. 幼児教育の環境整備の充実

167億円(137億円)

◆認定こども園等への財政支援

145億円(135億円)

◆私立幼稚園の施設整備の充実(一部推進枠)

22億円(2億円)

38

(参考)私立高等学校等経常費助成費補助金 幼稚園分の概要

○ 一般補助 20,550百万円 平成28年度要求額 30,742百万円
(平成27年度予算額 30,308百万円)

園児一人当たりの単価：23,491円(対前年度256円増・単価1.1%増)
園児数：1,097,705人(対前年度22,801人減(自然減))

○ 特別補助 10,192百万円

1. 幼稚園等特別支援教育経費

5,681百万円

都道府県が、障害のある幼児が2人以上就園している私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

園児数：15,255人(対前年度1,830人増)

2. 教育改革推進特別経費(子育て支援推進経費)

4,511百万円

・預かり保育推進事業

3,451百万円

幼稚園の教育時間終了後や休業日等に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

幼稚園数：延べ8,790園(対前年度同数)

・幼稚園の子育て支援活動の推進

1,060百万円

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

幼稚園数：1,325園(対前年度25園減(実績を踏まえたもの))

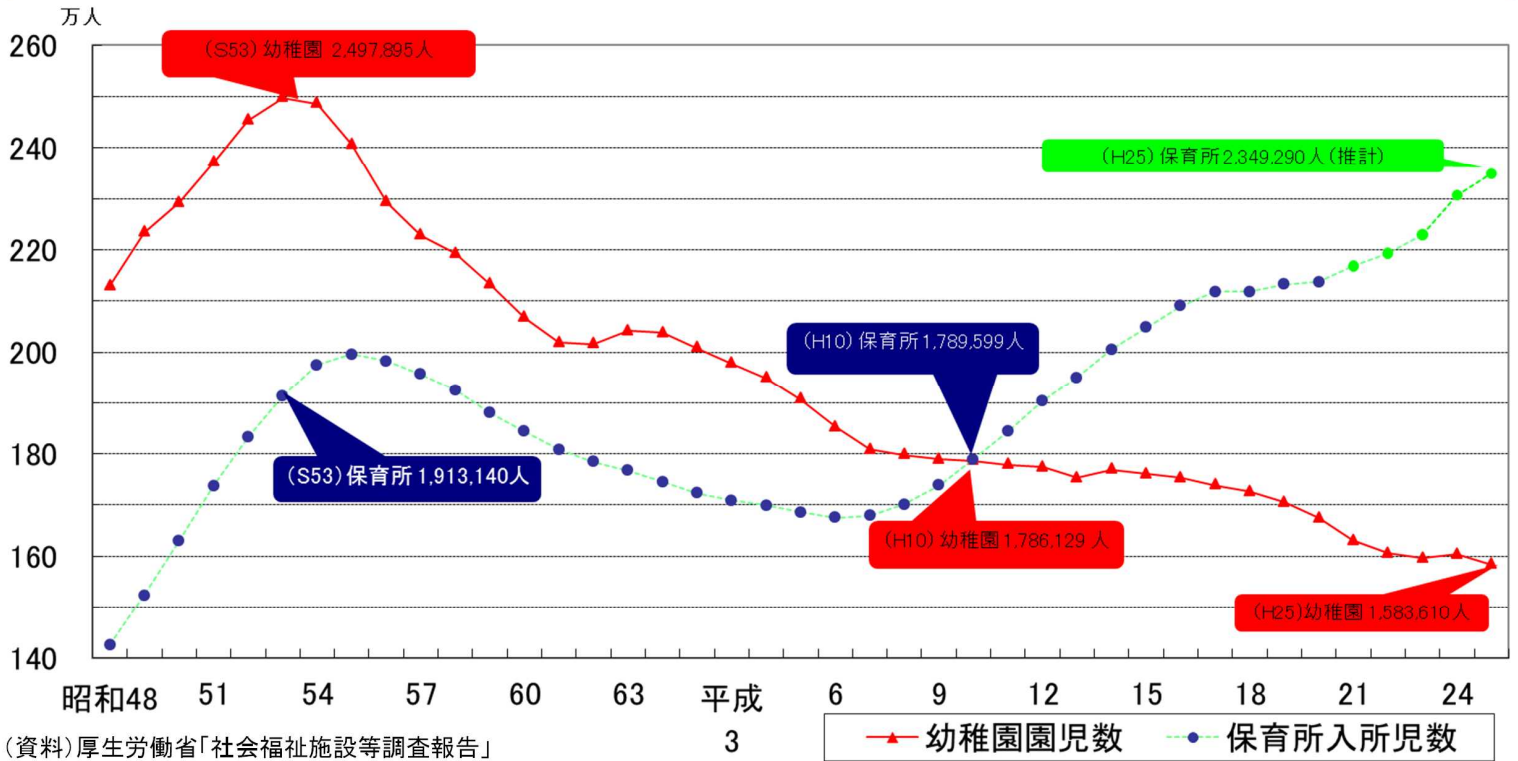
39

5. 私立幼稚園を取り巻く環境の変化等

(1) これまでの状況

幼稚園・保育所園児比較

○幼稚園児数は、昭和53年の2,497,895人をピークに減少し、平成10年を境に保育所児数と逆転している。
○保育所児数は、昭和55年までは増加し、一旦減少したものの、平成25年には2,349,290人(推計)と過去最大となっている。



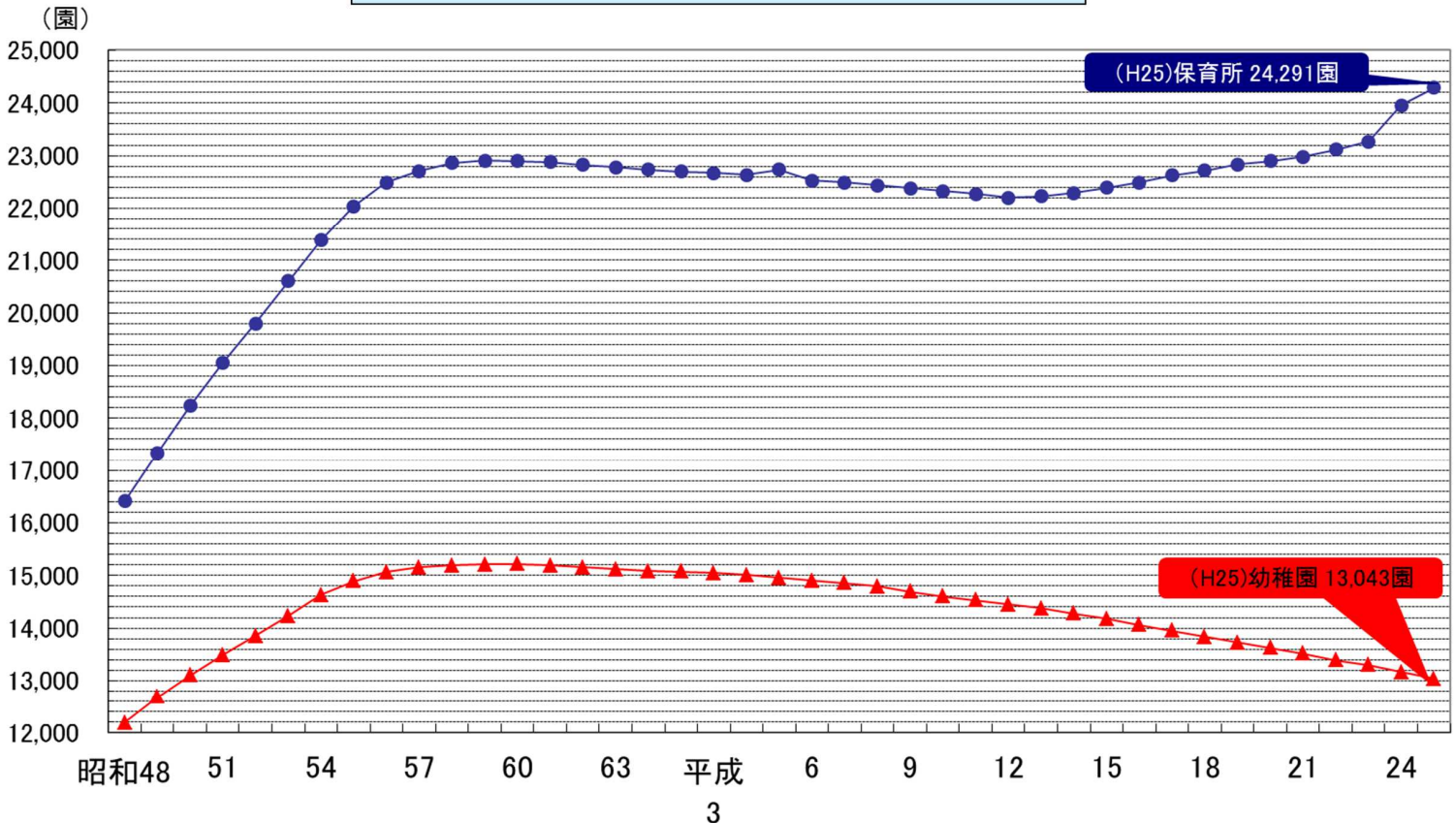
(資料)厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」

※平成21年以前の保育所入所児数については、本調査の回収率が100%でないため、集計率を基に文部科学省で算出した推計値を使用。

※東日本大震災の一部の被災地域に所在する施設は、本調査の対象に含まれていない。

文部科学省(文部省)「学校基本調査報告書」

幼稚園・保育所施設数比較



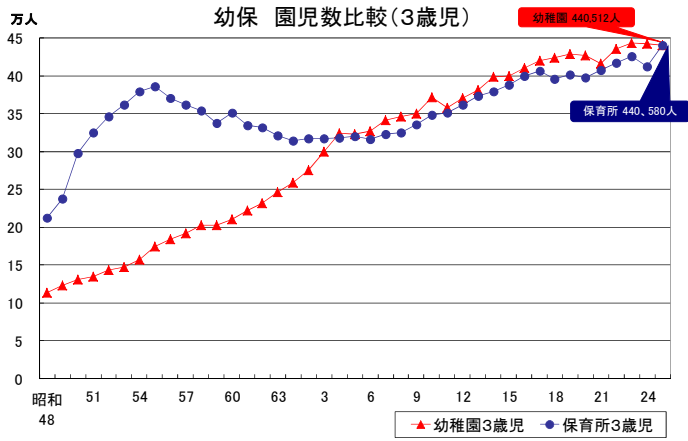
(資料)厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」

※平成21年以降の保育所施設数については、同調査における調査対象施設数を用いた。

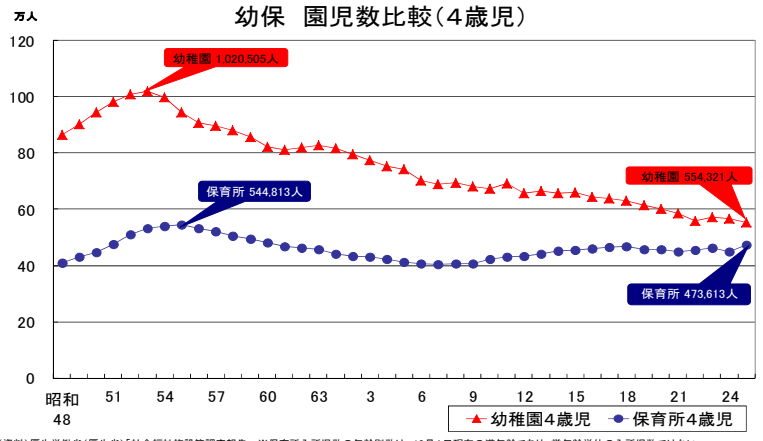
※東日本大震災の一部の被災地域に所在する施設は、本調査の対象に含まれていない。

文部科学省(文部省)「学校基本統計」

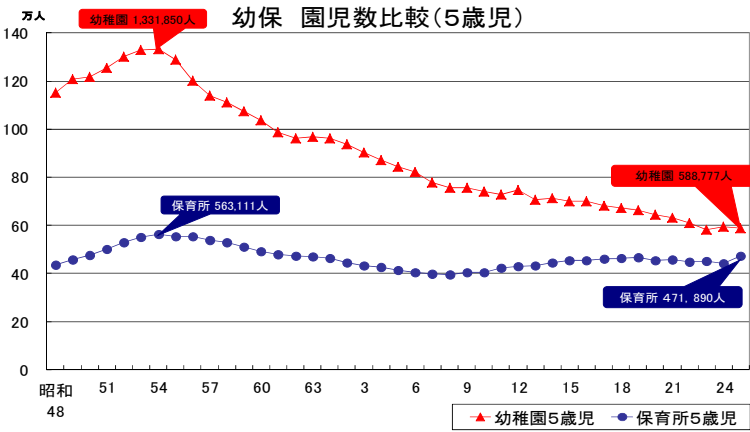
幼稚園・保育園児比較(年齢別)



(資料)厚生労働省(厚生省)「社会福祉施設等調査報告」※保育所入所児数の年齢別数は、10月1日現在の満年齢であり、学年齢単位の入所児数ではない。
文部科学省(文部省)「学校基本統計」



(資料)厚生労働省(厚生省)「社会福祉施設等調査報告」※保育所入所児数の年齢別数は、10月1日現在の満年齢であり、学年齢単位の入所児数ではない。
文部科学省(文部省)「学校基本統計」による。



(資料)厚生労働省(厚生省)「社会福祉施設等調査報告」※保育所入所児数の年齢別数は、10月1日現在の満年齢であり、学年齢単位の入所児数ではない。
文部科学省(文部省)「学校基本統計」

▲ 幼稚園児
● 保育園児

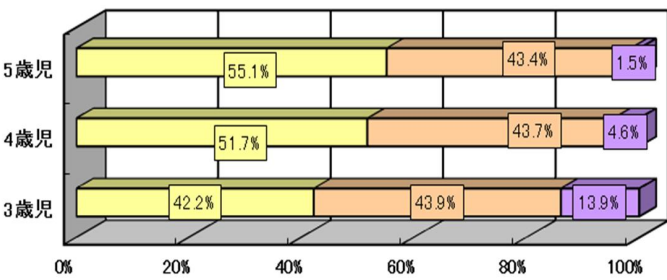
(資料)厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」
※保育所入所児数の年齢別数は、10月1日現在の満年齢であり、学年齢単位の入所児数ではない。
※平成21年以降の保育所入所園児数については、本調査の回収率が100%でないため集計率を基に文部科学省で算出した推計値を使用。
※東日本大震災の一部の被災地域に所在する施設は、本調査の対象に含まれていない。

文部科学省(文部省)「学校基本統計」

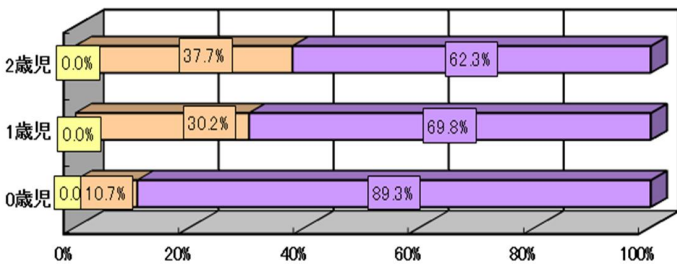
44

幼稚園就園率・保育所入所率の現状(平成25年度)

【3~5歳児】<学年齢別>



【0~2歳児】



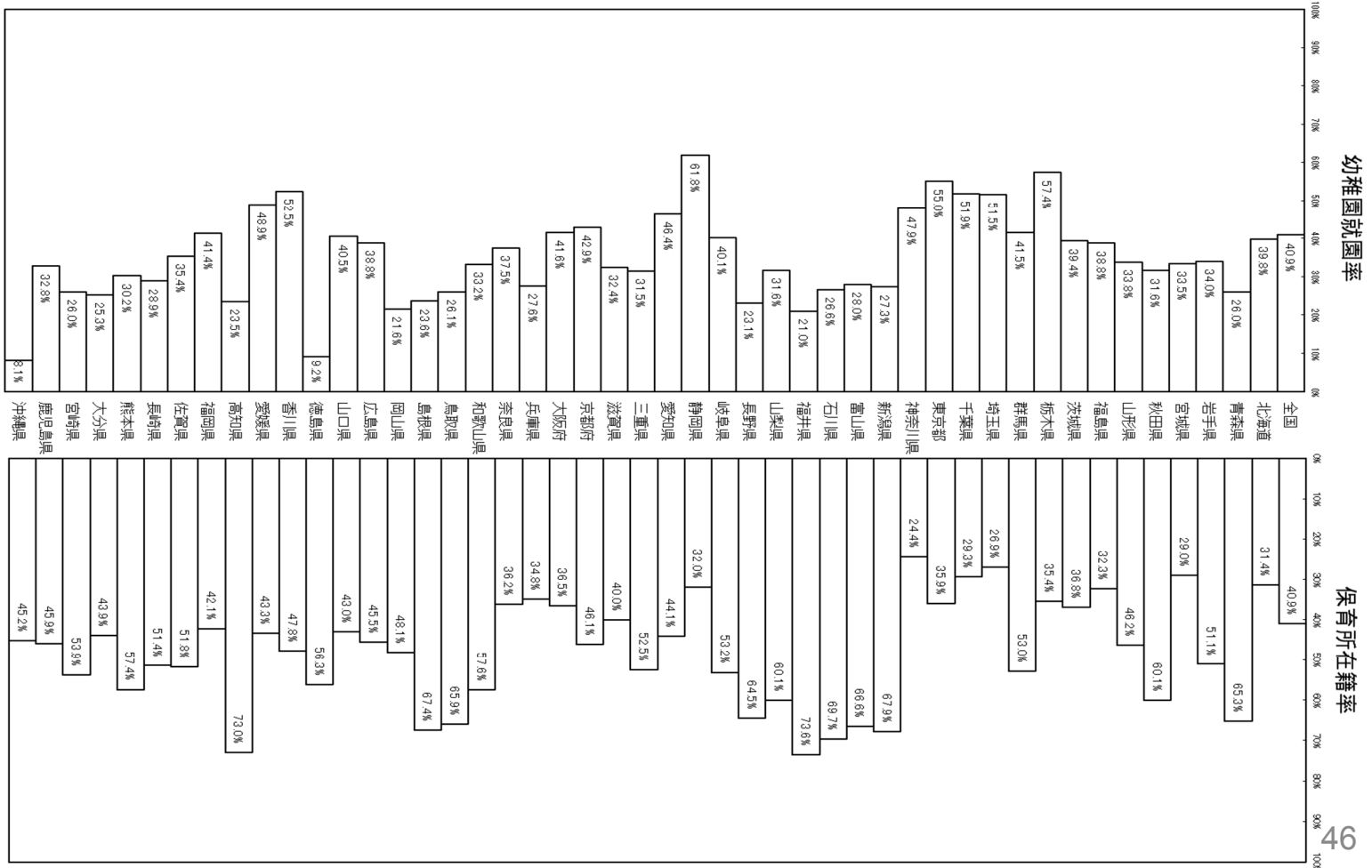
■ 幼稚園就園率 ■ 保育所入所率 ■ 未就園率

	幼稚園 在園者数	幼稚園 就園率	保育所 在園者数	保育所 入所率	推計未就園児数	未就園率	該当年齢人口
0歳児	0人	0.0%	112,000人	10.7%	932,000人	89.3%	1,044,000
1歳児	0人	0.0%	322,000人	30.2%	745,000人	69.8%	1,067,000
2歳児	0人	0.0%	394,000人	37.7%	650,000人	62.3%	1,044,000
3歳児	440,988人	42.2%	459,000人	43.9%	145,012人	13.9%	1,045,000
4歳児	554,896人	51.7%	469,000人	43.7%	49,104人	4.6%	1,073,000
5歳児	589,330人	55.1%	464,000人	43.4%	15,670人	1.5%	1,069,000
合計	1,585,214人	25.0%	2,220,000人	35.0%	2,536,786人	40.0%	6,342,000
うち0~2歳児	0人	0.0%	828,000人	26.2%	2,327,000人	73.8%	3,155,000
うち3~5歳児	1,585,214人	49.7%	1,392,000人	43.7%	209,786人	6.6%	3,187,000

※保育所の数値は平成25年の「待機児童数調査」(平成25年4月1日現在)より。
4・5歳は「社会福祉施設等調査」(平成25年10月1日現在)の年齢別割合を乗じて推計。
※幼稚園の数値は平成25年度「学校基本統計」(平成25年5月1日現在)より。
なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚園部を含む。
※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成24年10月1日現在)より。
※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育所在園者数を差し引いて推計したものである。
※「待機児童数調査」、「社会福祉施設等調査」については、東日本大震災の影響により調査を実施していないところがある。
※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

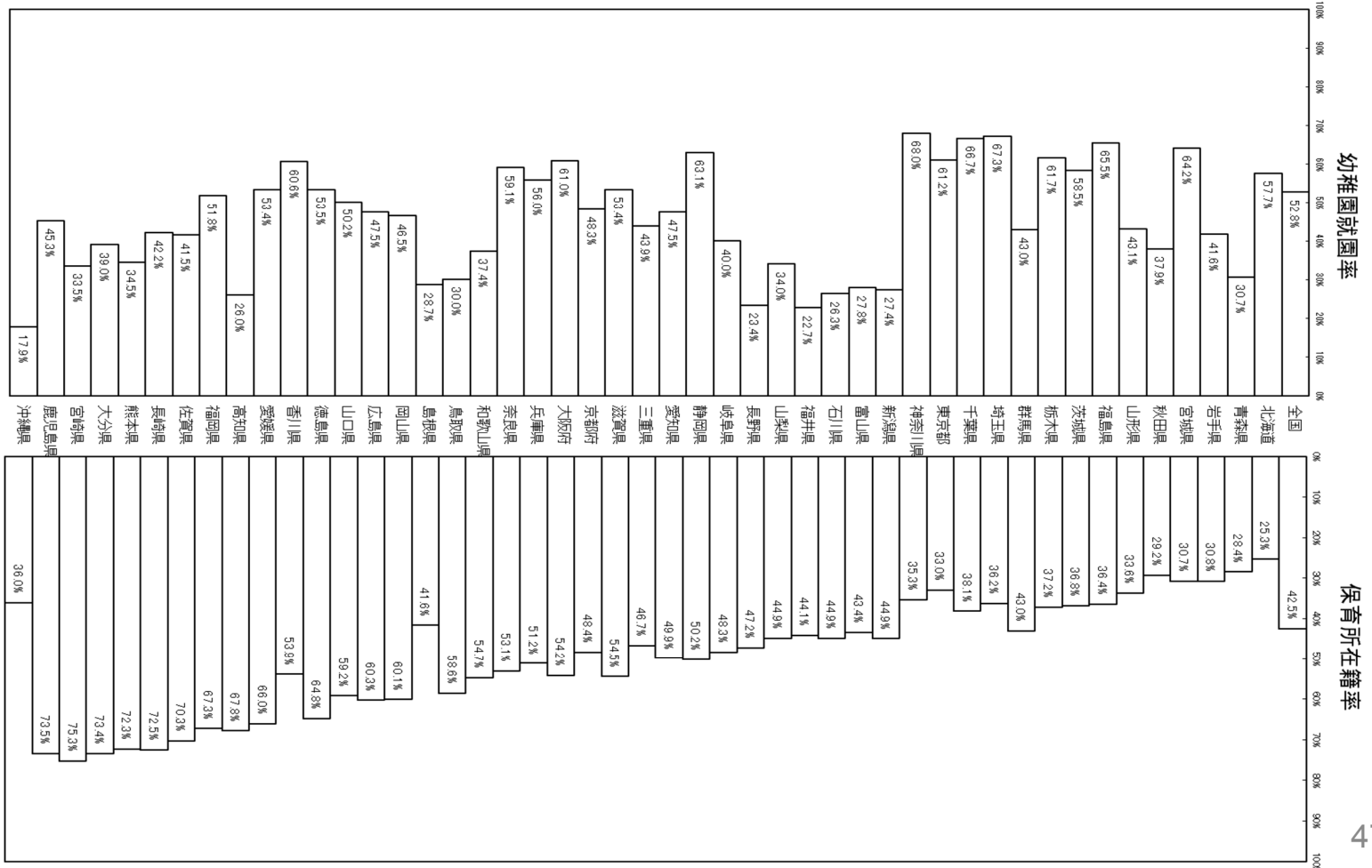
都道府県別幼児教育・保育の普及状況（3歳児）

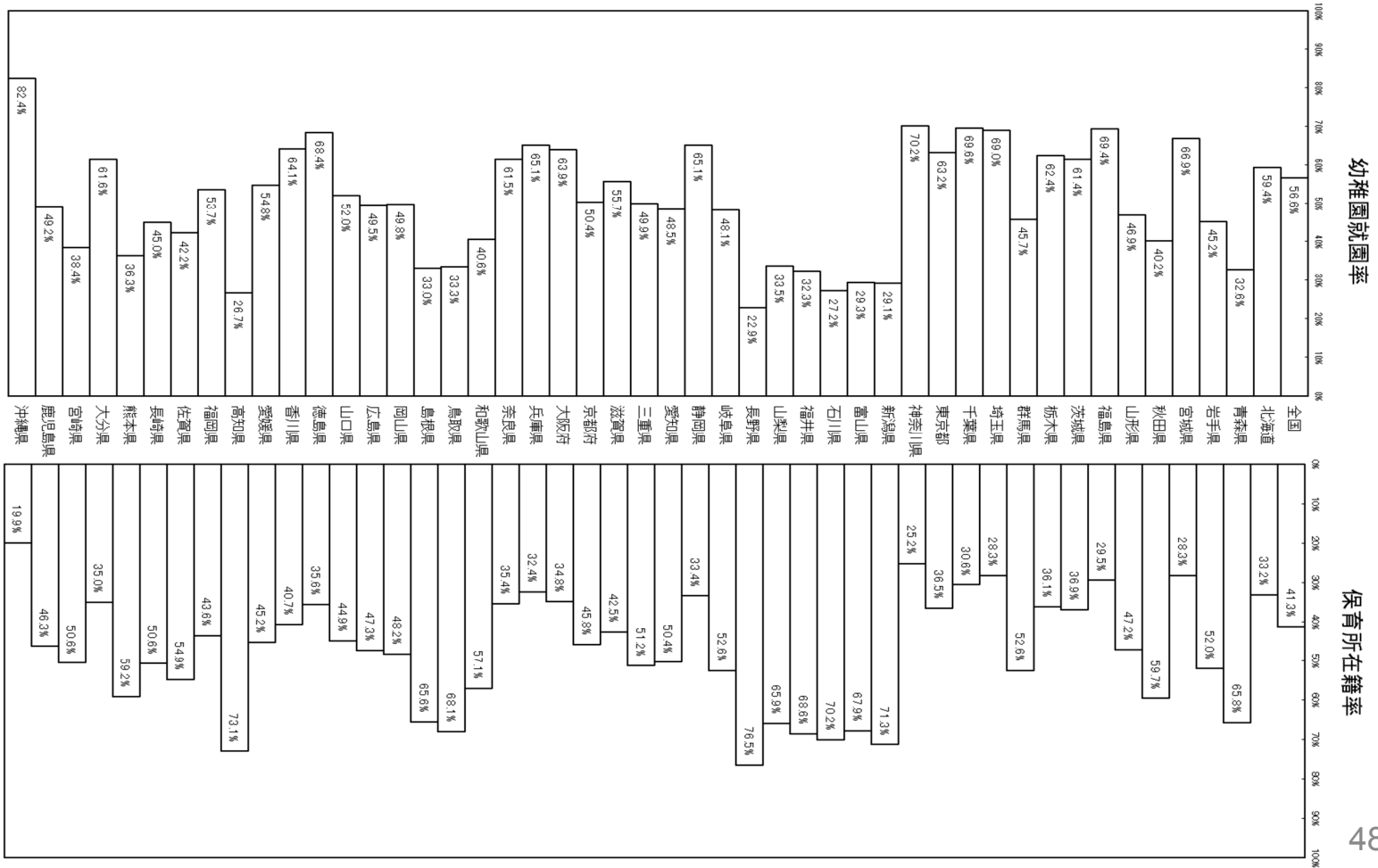
※平成22年度のデータ



都道府県別幼児教育・保育の普及状況（4歳児）

※平成22年度のデータ

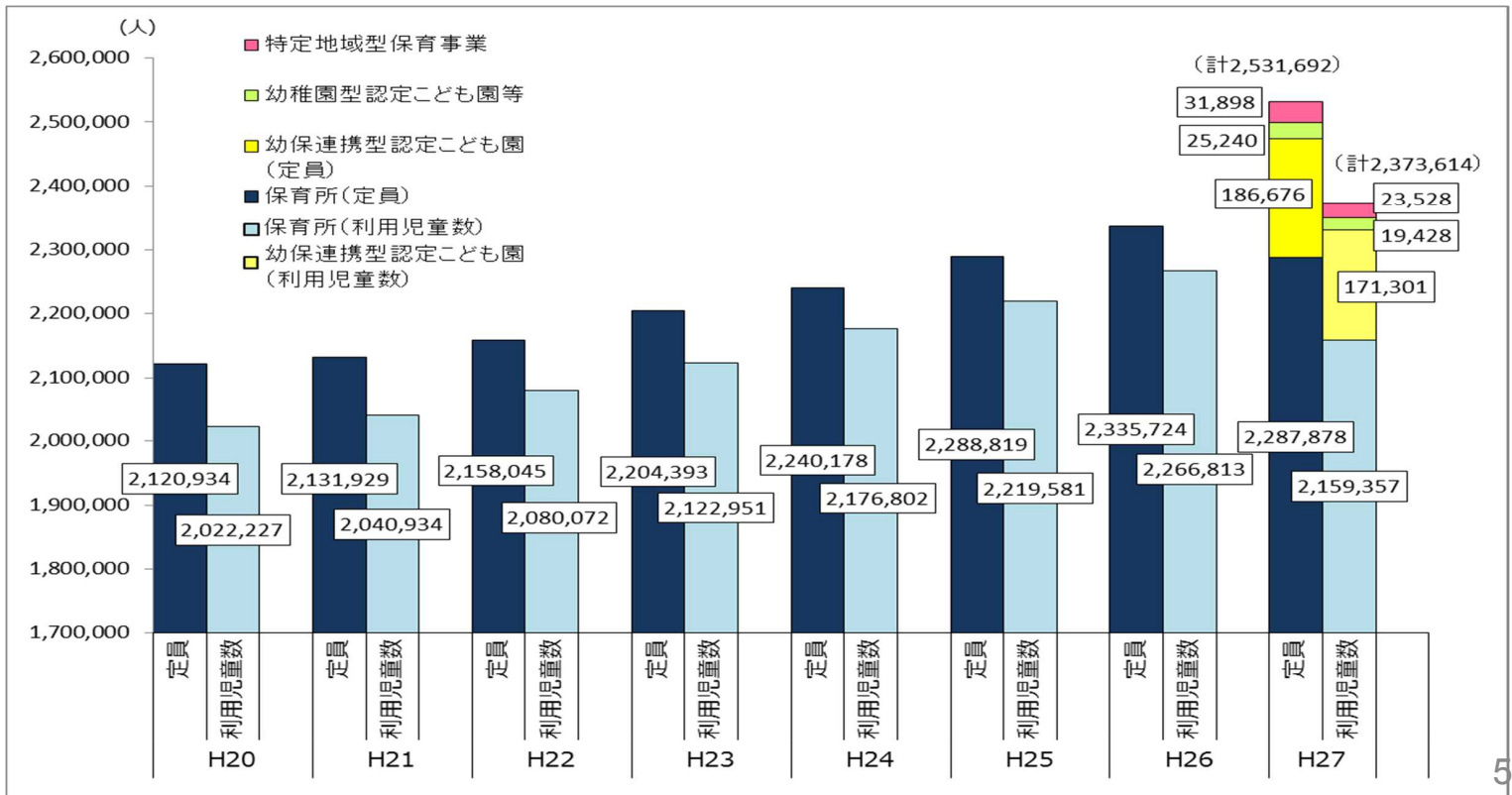




(2) 待機児童対策としての保育所等の増設状況

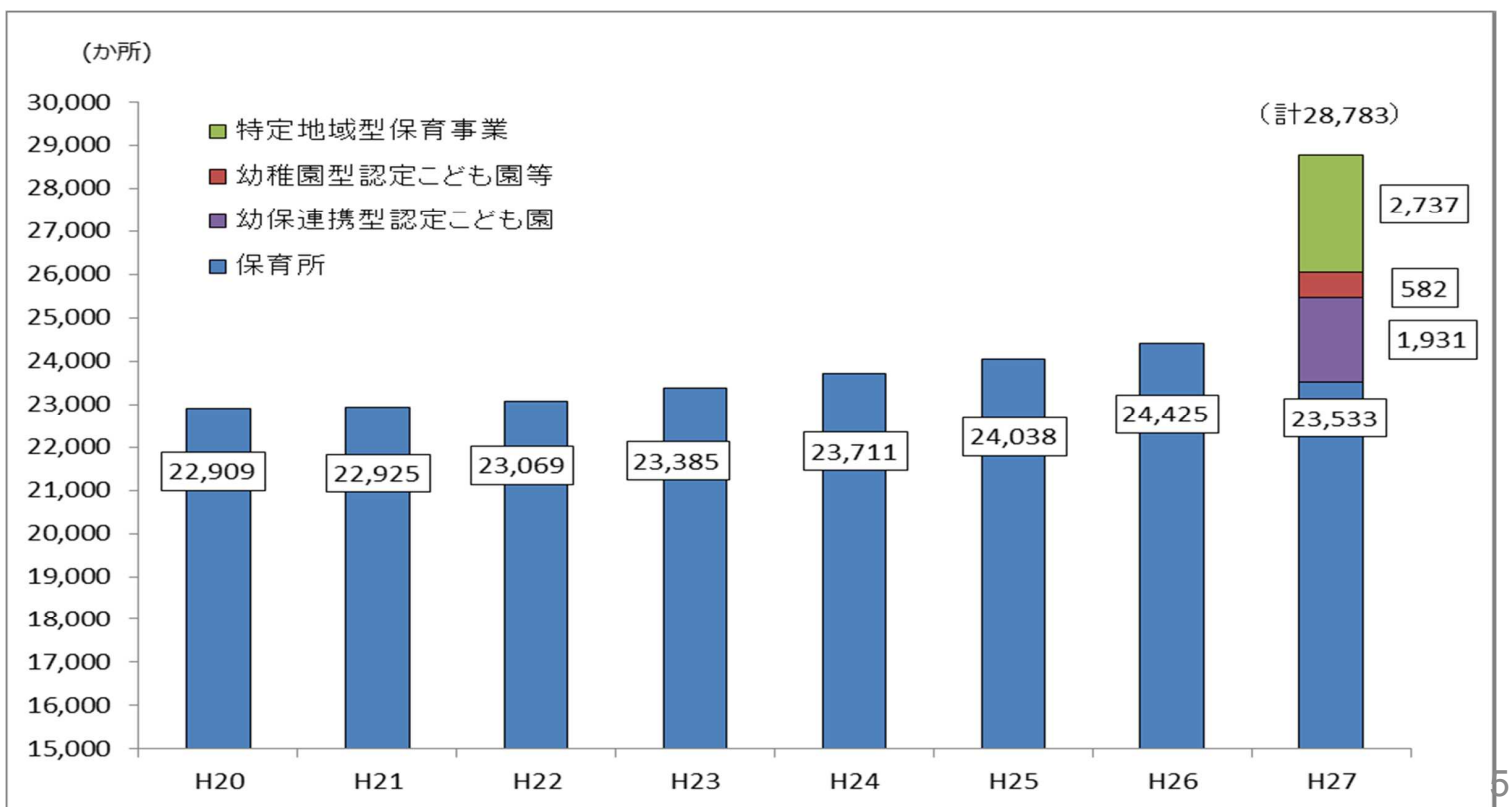
保育所等定員数及び利用児童数の推移

- 保育所等定員数及び利用児童数は、長期的に増加傾向。
- 平成27年度の保育所等定員（保育所及び幼保連携型認定こども園（2・3号認定）の定員）は約247万人（前年比13.9万人加）、利用児童数は約233万人（前年比6.4万人増）。



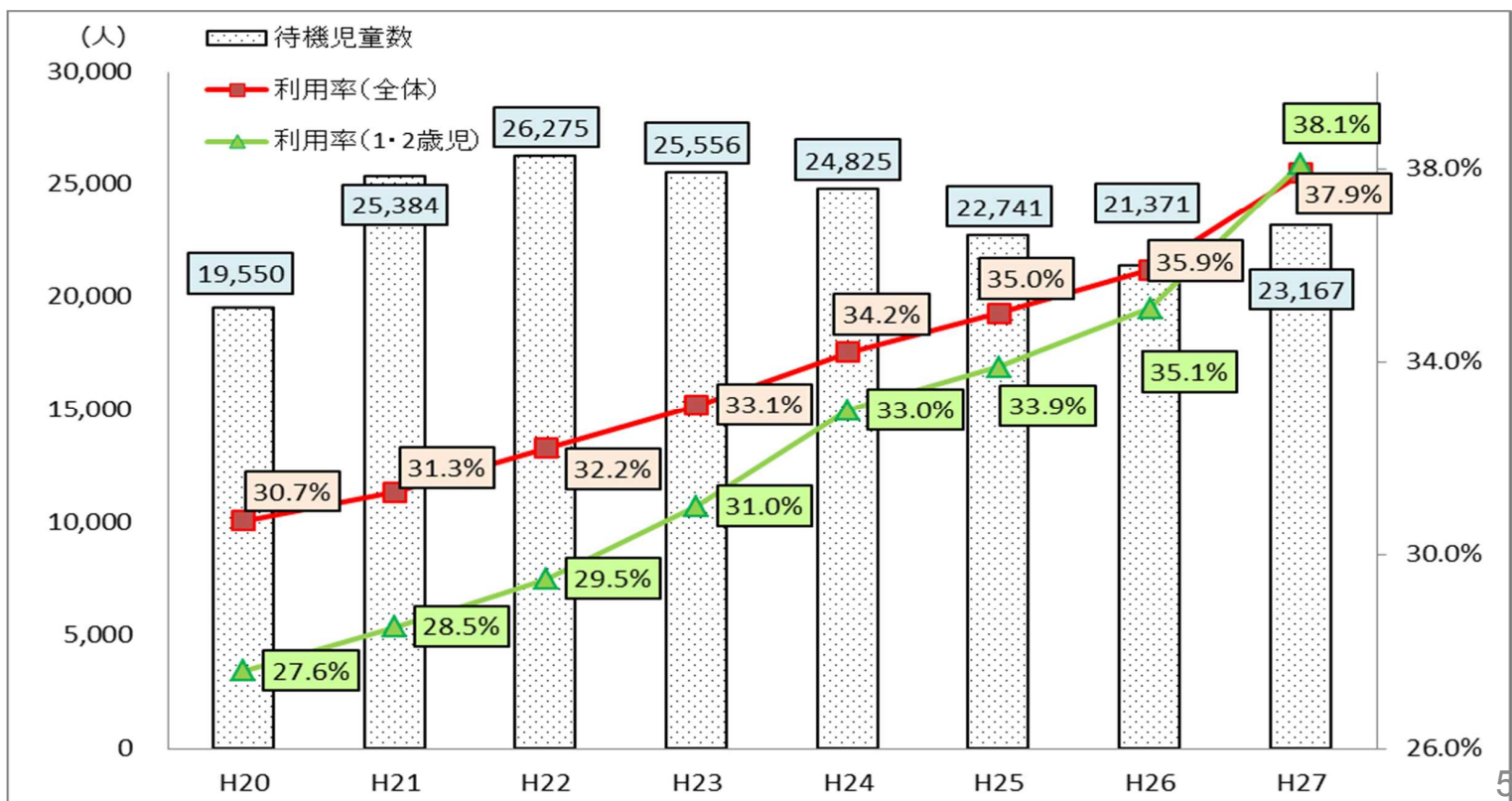
保育所等数の推移

- 保育所等数は、長期的に増加傾向。
- 平成27年度の保育所等数（保育所及び幼保連携型認定こども園の数）は、25,464か所（前年比1,039か所増）。



保育所等利用率の推移

- 保育所等利用率（就学前児童うち、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園等、地域型保育事業を利用する子どもの割合）は、長期的に増加傾向。
- 平成29年度に、1・2歳児で46.5%、3歳以上児で48.5%とすることを目標。



年齢区別の保育所等利用児童の割合

①保育所及び幼保連携型認定こども園のみ

	平成27年4月		平成26年4月	
3歳未満児(0~2歳)	892,772人	(28.8%)	858,957人	(27.3%)
うち0歳児	123,657人	(12.1%)	119,264人	(11.4%)
うち1・2歳児	769,115人	(36.9%)	739,693人	(35.1%)
3歳以上児	1,437,886人	(45.6%)	1,407,856人	(44.5%)
全年齢児計	2,330,658人	(37.2%)	2,266,813人	(35.9%)

②全体（幼稚園型認定こども園等、地域型保育事業を含む）

	平成27年4月		平成26年4月	
3歳未満児(0~2歳)	920,840人	(29.7%)	—	—
うち0歳児	127,562人	(12.5%)	—	—
うち1・2歳児	793,278人	(38.1%)	—	—
3歳以上児	1,452,774人	(46.0%)	—	—
全年齢児計	2,373,614人	(37.9%)	—	—

この差分が小規模保育等を利用する児童

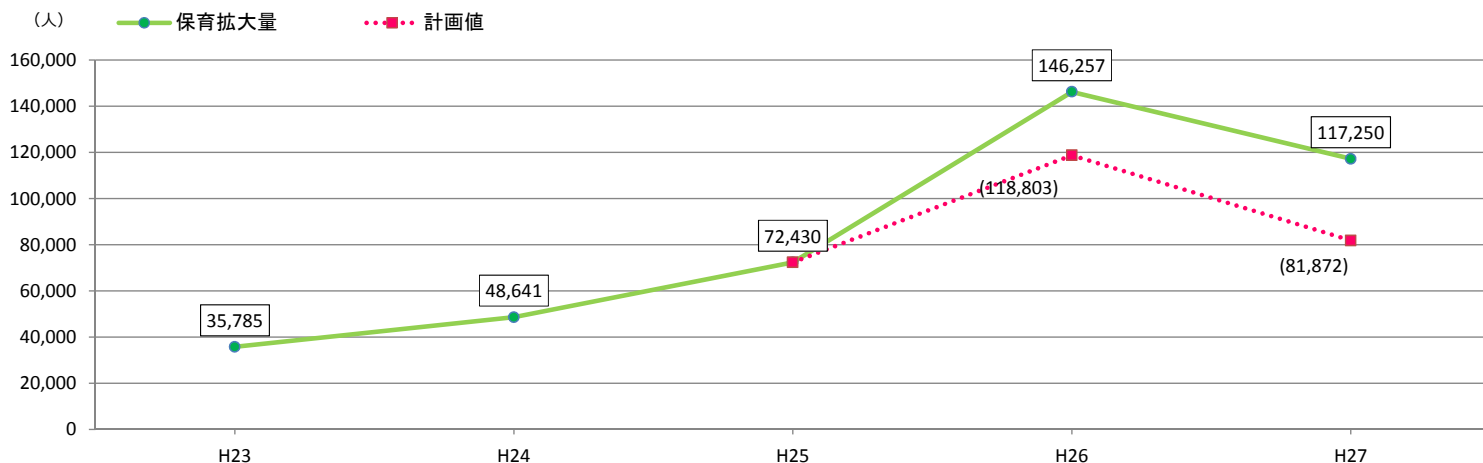
【参考】年齢区別の就学前児童数

	平成27年4月	平成26年4月
3歳未満児(0~2歳)	3,103,000人	3,151,000人
うち0歳児	1,020,000人	1,042,000人
うち1・2歳児	2,083,000人	2,109,000人
3歳以上児	3,155,000人	3,161,000人
全年齢児計	6,258,000人	6,312,000人

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育拡大量の推移について

- 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約21.9万人、平成27年度の保育拡大量の見込みは、約11.7万人。
- 平成28・29年度分を合わせると、平成25～29年度の合計は、約45.6万人と、待機児童解消加速化プランの目標値（40万人）を上回る水準となる見込み。

保育拡大量の推移



* 平成27年度保育拡大量は、平成27年5月29日時点で把握した各市区町村における27年度末の実績見込み。

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成27年度 保育拡大量	平成28年度 保育拡大量	平成29年度 保育拡大量	平成25～29年度 合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	456,606人
(計 218,687人)					

保育拡大量の施設・事業ごとの内訳（平成26～29年度）

◆平成26年度の保育拡大量

	認可保育所 (注1)	幼保連携 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独事業 のいわゆる保育室	その他	合計
H26→H27	▲ 13,505	138,920	8,812	437	21,774	▲ 1,447	2,194	13	▲ 7,300	▲ 3,641	146,257

(注1) 保育所型認定こども園の保育所部分を含む

◆平成27年度の保育拡大量

	認可保育所 (注1)	幼保連携 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独事業 のいわゆる保育室	その他	合計
H27→H28	24,187	71,266	8,698	469	16,963	500	3,198	94	▲ 4,535	▲ 3,590	117,250

(注1) 保育所型認定こども園の保育所部分を含む

◆平成28年度の保育拡大量

	認可保育所 (注1)	幼保連携 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独事業 のいわゆる保育室	その他	合計
H28→H29	20,310	45,236	7,218	89	11,001	228	1,509	30	▲ 2,523	▲ 1,691	81,407

(注1) 保育所型認定こども園の保育所部分を含む

◆平成29年度の保育拡大量

	認可保育所 (注1)	幼保連携 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独事業 のいわゆる保育室	その他	合計
H29→H30	10,275	22,832	3,836	63	7,281	116	669	10	▲ 3,084	▲ 2,736	39,262

(注1) 保育所型認定こども園の保育所部分を含む

		認定こども園	小規模保育事業（A型・B型）	小規模保育事業（C型）・家庭的保育事業	一時預かり事業（一般型）
事業の根拠法令		認定こども園法	児童福祉法	児童福祉法	児童福祉法
事業実施の要件		都道府県知事による認可・認定	市町村長による認可	市町村長による認可	都道府県知事への届出（or 市町村からの受託）
対象者		3号認定子ども	3号認定子ども	3号認定子ども	主として家庭で保育を受けている子ども ※ 3歳未満児の3号認定以外の子どもの定期利用については、一時預かりという事業の性格から制限が必要
保育・預かり時間		11時間開園・土曜日開園が原則 （幼稚園型は地域の実情に応じて設定） ※ 11時間（短時間認定児の場合は8時間） を超えた場合は延長保育事業で対応	11時間開所・土曜日開所が原則 ※ 11時間（短時間認定児の場合は8時間） を超えた場合は延長保育事業で対応	11時間開所・土曜日開所が原則 ※ 11時間（短時間認定児の場合は、8時間） を超えた場合は延長保育事業で対応	開所時間等の制限は特段なし ※ 一日の預かりニーズに応じて対応
受入可能人数		制限なし	6～19人	小規模保育（C型）：6～10人 （新制度施行より5年間は6～15人） 家庭的保育：1～5人	制限なし
運営基準	設備面	〔園舎・保育室等〕 0歳・1歳児→乳児室（1.65㎡/人）、 ほふく室（3.3㎡/人） 2歳児→保育室（1.98㎡/人） 〔園庭（代替地不可）〕 2歳児→3.3㎡/人	〔保育室等〕 0歳・1歳児→乳児室・ほふく室（3.3㎡/人） 2歳児→保育室・遊戯室（1.98㎡/人） 〔屋外遊戯場（代替地可）〕 2歳児→3.3㎡/人 ※ 各市町村が上記を参酌して基準を設定	〔保育室等〕 0～2歳児→9.9㎡ （3人を超える場合は、+3.3㎡/人） 〔屋外遊戯場（代替地可）・庭〕 2歳児→3.3㎡/人 ※ 各市町村が上記を参酌して基準を設定	〔保育室等〕 0歳・1歳児→乳児室（1.65㎡/人）、ほふく室 （3.3㎡/人） 2歳児→保育室・遊戯室（1.98㎡/人） 〔屋外遊戯場〕 なし
	人員面	〔職員資格〕 幼保連携型→保育教諭（幼稚園教諭+保育士資格、5年間はいずれかで可） 幼稚園型→保育士 〔配置数〕※ 園長が必置 0歳児→3：1 1・2歳児→6：1	〔職員資格〕 A型→保育士 B型→1/2以上保育士（保育士以外には研修） 〔配置数〕 0歳児→（3：1）+1 1・2歳児→（6：1）+1	〔職員資格〕 家庭的保育者（※）+家庭的保育補助者 ※ 市町村が行う研修を終了した保育士、 保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者 〔配置数〕 0～2歳児→3：1 （補助者を置く場合 5：2）	〔職員資格〕 1/2以上保育士（保育士以外には研修） 〔配置数〕 0歳児→3：1 1・2歳児→6：1 ※ 最低2人の配置が必要だが、幼稚園職員等の支援が可能な場合は1人で可
	食事	自園調理、調理室が必要 ※ 食事を提供する園児が20人未満の場合には調理設備で可	自園調理（連携施設等からの搬入可）、調理設備が必要	自園調理（連携施設等からの搬入可）、調理設備が必要	食事を提供する場合、外部搬入可、調理設備が必要

保育内容		幼保連携型認定こども園教育・保育要領に従う（幼稚園型は、同要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に従う）	保育所保育指針に準ずる	保育所保育指針に準ずる	保育所保育指針に準ずる
財政支援	給付 【参考1】	〔施設型給付〕 地域・定員・年齢の区分に応じた給付	〔地域型保育給付〕 地域・定員・年齢の区分に応じた給付	〔地域型保育給付〕 地域・定員・年齢の区分に応じた給付	〔子ども・子育て支援事業〕 年間延べ利用児童数に応じた補助
	施設整備費等 【参考2】	○保育所等整備交付金 補助率：国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4 （待機児童解消加速化プラン参加自治体は、国 2/3、市町村 1/12、事業者 1/4） （幼稚園型は、国 1/2、事業者 1/2） ※ 本事業により施設整備補助を受けない場合、施設型給付の減価償却費加算を適用。 ○教育支援体制整備事業費交付金 （遊具等の整備費用を支援） 補助率：国 1/2、事業者 1/2	○小規模保育改修費等支援事業 補助率：国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4 （待機児童解消加速化プラン参加自治体は、国 2/3、市町村 1/12、事業者 1/4） ※ 賃借料については平成 27 年 4 月 1 日以降に新規契約したものに限り。 ※ 本事業により賃借料補助を受けない場合、地域型保育給付の賃借料加算を適用。 ※ 本事業により自己所有建物を改修していない場合、地域型保育給付の減価償却費加算を適用。	○小規模保育改修費等支援事業 補助率：国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4 （待機児童解消加速化プラン参加自治体は、国 2/3、市町村 1/12、事業者 1/4） ○家庭的保育改修費等支援事業 補助率：国 1/2、市町村 1/2 （待機児童解消加速化プラン参加自治体は、国 2/3、市町村 1/3） ※ 賃借料については平成 27 年 4 月 1 日以降に新規契約したものに限り。 ※ 本事業により賃借料補助を受けない場合、地域型保育給付の賃借料加算を適用。 ※ 本事業により自己所有建物を改修していない場合、地域型保育給付の減価償却費加算を適用。	○一時預かり事業【開設準備経費】 補助率：国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
利用者負担		政令の上限額の範囲で市町村が設定	政令の上限額の範囲で市町村が設定	政令の上限額の範囲で市町村が設定	市町村 or 事業者が設定
付随事業としての位置付け		可（寄附行為への記載が望ましい） ※ 幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設を設置する場合等	可	可	可

(注1) 学校法人が実施する小規模保育事業の数は、91(A型:77、B型:13、C型:1) (平成27年4月1日現在)

(注2) 上記のほか、私立幼稚園(新制度に移行していない園を含む)が、小規模保育事業等に係る「連携施設」(保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う施設)としての設定を受けることにより、0～2歳児に対する保育に関わることも可能。

【参考1】給付・補助額の比較

〔認定こども園〕

- (ケース) 160人の幼稚園に、「3号：19人(1・2歳児15人、0歳児4人)」を追加する場合の公定価格の増加額
(「19人」は、小規模保育と比較するために仮定した人数であり、実際の受入可能人数に制限はない)
※ 地域区分は「その他地域」、保育標準時間と保育短時間の比率は「7：3」と仮定
- 増加額：38,721,200円(幼稚園年額：81,343,920円 ⇒ 認定こども園年額：120,065,120円)
 - ※ 上記額は、施設型給付費と利用者負担を合わせた額

〔小規模保育事業(A型)〕

- (ケース) 「3号：19人(1・2歳児15人、0歳児4人)」で実施する場合の公定価格の額
※ 地域区分は「その他地域」、保育標準時間と保育短時間の比率は「7：3」と仮定
- 年額：33,342,790円 ※ 地域型保育給付費と利用者負担を合わせた額

〔小規模保育事業(B型)〕

- (ケース) 「3号：19人(1・2歳児15人、0歳児4人)」で実施する場合の公定価格の額
※ 地域区分は「その他地域」、保育標準時間と保育短時間の比率は「7：3」と仮定
- 年額：28,795,510円 ※ 地域型保育給付費と利用者負担を合わせた額

〔小規模保育事業(C型)〕

- (ケース) 「3号：10人」で実施する場合の公定価格の額
※ 地域区分は「その他地域」、保育標準時間と保育短時間の比率は「7：3」と仮定
- 年額：20,563,800円 ※ 地域型保育給付費と利用者負担を合わせた額

〔家庭的保育事業〕

- (ケース) 「3号：5人」で実施する場合の公定価格の額
※ 地域区分は「その他地域」、保育標準時間と保育短時間の比率は「7：3」と仮定
- 年額：10,775,400円 ※ 地域型保育給付費と利用者負担を合わせた額

〔一時預かり事業(一般型)〕

- (ケース) 1日当たり平均利用児童数19人(年間延べ利用児童数：19人×220日＝4,180人)の場合の基準額
- 年額：8,700,000円(3,900人以上の単価)
 - ※ 基幹型施設加算：1,010,000円(土日祝日の開所、及び1日9時間以上の開所を行う場合)
 - ※ 上記額は、公費負担額であり、利用者負担は別途徴収
- (参考) 1日当たり平均利用児童数10人(年間延べ利用児童数：10人×220日＝2,200人)の場合の基準額
- 年額：5,360,000円(2,100人以上2,700人未満の単価)

58

【参考2】施設整備費等の比較

〔認定こども園：施設整備費〕

- (ケース1) 幼保連携型認定こども園の保育部分の定員が20名以下の補助基準額 ※ 基準額はB地域・標準の加算等は除いたもの。
- 補助基準額：88,400,000円
 - ※ 補助基準額の原則1/2を国、1/4を市町村が負担

- (ケース2) 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の定員が20名以下の補助基準額 ※ 基準額はB地域。

- 補助基準額：62,000,000円
- ※ 補助基準額の原則1/2を国、1/4を市町村が負担

〔小規模保育事業(A型・B型・C型)：改修費等〕

- 補助基準額：1事業所当たり 22,000,000円
- ※ 補助基準額の原則1/2を国、1/4を市町村が負担

〔家庭的保育事業：改修費〕

- 補助基準額：保育所で行う場合 1か所当たり 22,000,000円
保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400,000円
- ※ 補助基準額の原則1/2を国、1/4を市町村が負担

〔一時預かり事業(一般型)〕

- 補助基準額：改修費等 1か所当たり4,000,000円
礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円
- ※ 補助基準額の1/3を国、1/3を都道府県、1/3を市町村が負担

59

【参考3】平成28年度概算要求

以下の事業について、厚生労働省において平成28年度概算要求により要求しているところ。

○ **小規模保育整備事業**

小規模保育事業所の整備（創設・増築・老朽改築等）に要する費用の一部を支援。

○ **保育所等賃借料支援事業**

賃貸方式による小規模保育等の受け皿確保を推進するため、新たな賃借料相当額の補助制度を創設。

【参考4】私立幼稚園において活用可能な子ども・子育て支援事業（主なもの）

○ **地域子育て支援拠点事業**

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

○ **利用者支援事業**

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

○ **放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

- ①就学前の子供を、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育及び保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育て支援の機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園の機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(平成27年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
2,836	1,931	524	328	53

各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(平成27年4月1日現在))

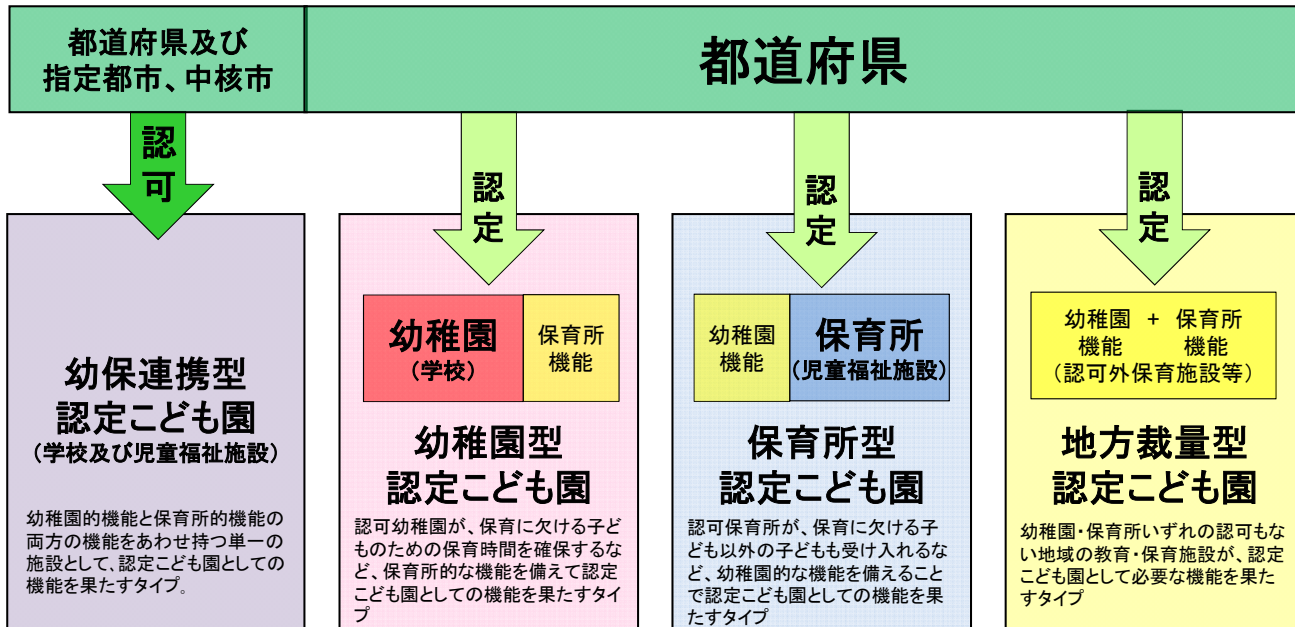
都道府県	園数	都道府県	園数	都道府県	園数
北海道	109	石川県	87	岡山県	32
青森県	158	福井県	39	広島県	56
岩手県	39	山梨県	26	山口県	33
宮城県	21	長野県	20	徳島県	30
秋田県	53	岐阜県	29	香川県	13
山形県	29	静岡県	120	愛媛県	32
福島県	35	愛知県	58	高知県	27
茨城県	164	三重県	8	福岡県	58
栃木県	56	滋賀県	45	佐賀県	48
群馬県	68	京都府	13	長崎県	85
埼玉県	40	大阪府	287	熊本県	52
千葉県	49	兵庫県	230	大分県	87
東京都	93	奈良県	27	宮崎県	82
神奈川県	56	和歌山県	21	鹿児島県	90
新潟県	51	鳥取県	29	沖縄県	5
富山県	34	島根県	12	合計	2,836

認定こども園の種類について

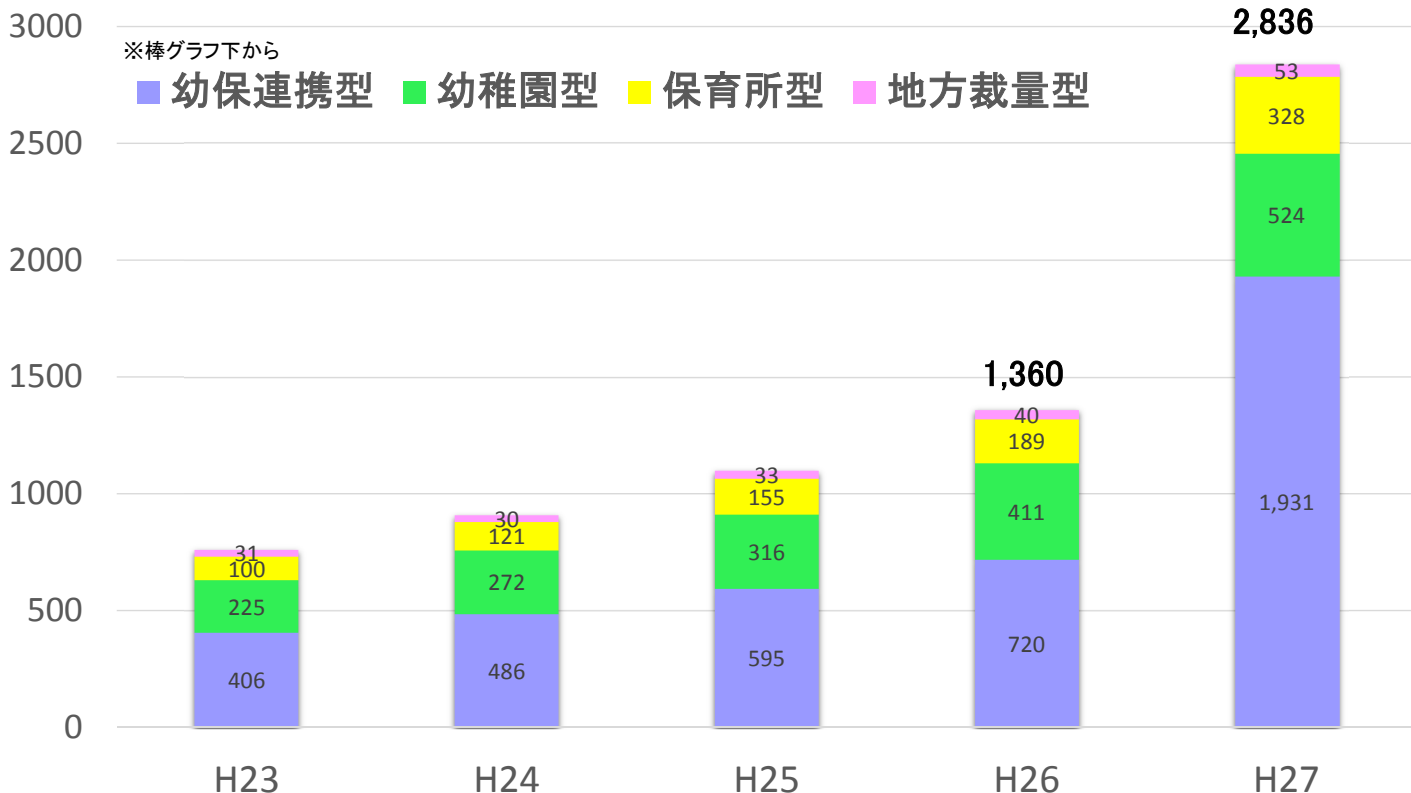
「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

- ①就学前の子供を、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育及び保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育て支援の機能



認定こども園数の推移



※ 平成26年度中に認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園639か所、保育所1,047か所、認可外施設38か所、認定こども園として新規開園したものが16か所(複数の施設が1つの施設に移行した場合等があるため、移行数と増加数は一致しない)

※ 認定こども園から認定こども園以外の施設へ移行したものが128か所、廃園した認定こども園が2か所

自治体計画と認定こども園の認可・認定の関係

○ 保育所・認定こども園・地域型保育事業の認可・認定は、計画上の需要と供給の状況に応じ以下のとおり。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) ⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) ⇒ 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

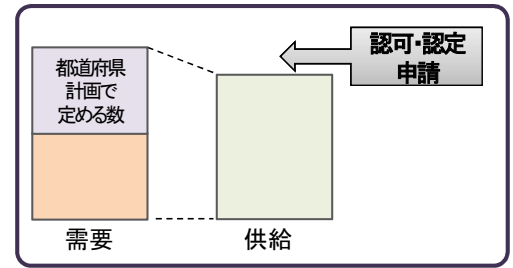
○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給

⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たり、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



◎平成25年8月6日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

(別添)四 認可及び認定に係る需給調整 1基本的考え方(第三の二2(二)イ及び四2(二)(2)関係)

2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例(第三の四2(二)(2)ウ関係)

○ 「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

◎平成25年12月18日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。(中略)

「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量-需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことにご留意ください。

※平成26年7月2日付内閣府告示第159号で告示。(第三の四2(二)(2)ウ関係)

認定こども園等への財政支援

厚生労働省事業

保育所等整備交付金 55,431百万円

認定こども園整備事業

○ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

保育所緊急整備事業

○ 保育所(幼保連携型認定こども園の保育所部分含む)の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

保育対策総合支援事業費補助金 28,535百万円

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

○ 幼稚園教諭免許状を有する者に対して、保育士資格を取得するための受講料と保育士資格を取得する際の代替職員の雇上費を補助。等

職員の資質向上・人材確保等研修事業 1,573百万円

保育の質の向上のための研修支援

○ 保育所の職員等を対象に専門性向上を図るための研修を実施。等

文部科学省事業

認定こども園施設整備交付金 11,757百万円

認定こども園整備

○ 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助。(新增改築、大規模改修等)

- ・幼保連携型認定こども園の幼稚園部分
- ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分(保育所機能部分と一体的に行う幼稚園施設整備費)
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分(保育所部分と一体的に行う幼稚園機能の施設整備)

※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

幼稚園耐震化整備

○ 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。(改築、増改築)

- ・私立幼稚園の耐震化経費

※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。

教育支援体制整備事業費交付金 1,727百万円

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

○ 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を取得する際の幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。

※ 免許状取得後1年以上勤務することが必要。

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

○ 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

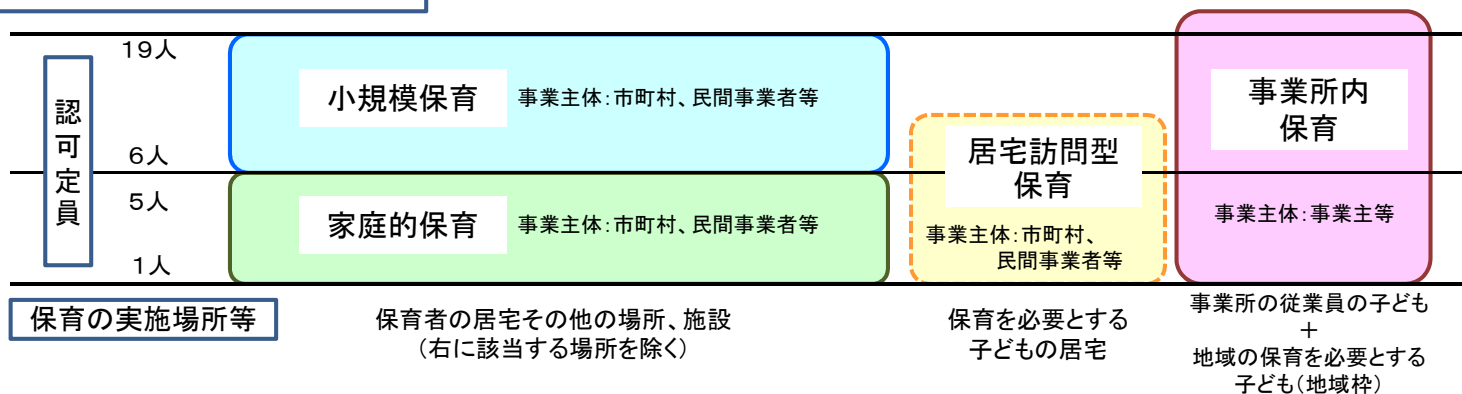
○ 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用を支援。

※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。

地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け



地域型保育事業の認可件数(平成27年4月1日現在)

事業	件数 (※1)	(公私の内訳)		(設置主体別内訳) [%]			
		公立	私立	社会福祉法人	株式会社 有限会社	個人	その他 (※3)
家庭的保育事業	931	157	774	28 [3.0]	11 [1.2]	725 [77.9]	167 [17.9]
小規模保育事業(※2)	1,655	60	1,595	220 [13.3]	559 [33.8]	470 [28.4]	406 [24.5]
(A型)	(962)	(32)	(930)	(161 [16.7])	(319 [33.2])	(219 [22.8])	(263 [27.3])
(B型)	(572)	(18)	(554)	(44 [7.7])	(215 [37.6])	(201 [35.1])	(112 [19.6])
(C型)	(121)	(10)	(111)	(15 [12.4])	(25 [20.7])	(50 [41.3])	(31 [25.6])
居宅訪問型保育事業	4	0	4	0 [0]	2 [50.0]	0 [0]	2 [50.0]
事業所内保育事業	150	3	147	39 [26.0]	50 [33.3]	2 [1.3]	59 [39.3]
計	2,740	220	2,520	287 [10.5]	622 [22.7]	1,197 [43.7]	634 [23.1]

(※1) 自治体が設置した件数及び認可した件数。

(※2) 小規模保育事業は以下の3類型を設定。

- ・ A型：保育所分園や小規模の保育所に近い類型(保育従事者の全てが保育士)
- ・ B型：A型とC型の中間の類型(保育従事者の2分の1以上を保育士として、保育士以外の保育従事者には研修の受講が必要)
- ・ C型：家庭的保育に近い類型(研修を受講した家庭的保育者を配置する場合には子供3人に対し保育従事者1人、その補助者を置く場合には子供5人に対し保育従事者2人)

(※3) 公立、NPO法人、学校法人、一般社団・財団法人、医療法人など

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

68

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

69

一時預かり事業(一般型)について

○事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うもの（主として非在園児が対象）。

○負担率

国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

○基準額（1か所当たり年額単価）

1 運営費

① 基本分

(ア) 保育従事者が保育士又は1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設において保育士とみなされた者が家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合

(イ) (ア)以外（地域密着Ⅱ型の経過措置を含む）の場合

(ア)	年間延べ利用児童数	基準額	(イ)	年間延べ利用児童数	基準額
	300人未満	1,473,000円		300人未満	1,331,000円
	300人以上900人未満	1,580,000円		300人以上900人未満	1,500,000円
	900人以上1,500人未満	2,840,000円		900人以上1,500人未満	2,700,000円
	1,500人以上2,100人未満	4,100,000円		1,500人以上2,100人未満	3,900,000円
	2,100人以上2,700人未満	5,360,000円		2,100人以上2,700人未満	5,100,000円
	2,700人以上3,300人未満	6,620,000円		2,700人以上3,300人未満	6,300,000円
	3,300人以上3,900人未満	7,880,000円		3,300人以上3,900人未満	7,500,000円
	3,900人以上	9,140,000円		3,900人以上	8,700,000円

② 基幹型施設加算（休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算） 1,010,000円

2 開設準備経費（1か所当たり年額）

(1) 改修費等 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円 ※（1）（2）とも平成26年度中に支払われたものに限る。 70

一時預かり事業(幼稚園型)について

幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児(教育標準時間認定の子ども(1号認定子ども))を対象に行う「一時預かり事業(幼稚園型)」を創設

「幼稚園型」の要件等

実施主体 市町村(子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施)

実施場所 幼稚園又は認定こども園

対象児童 主に在籍園児(教育標準時間認定(1号認定)の子ども)
※ 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育とも一括して施設型給付の対象

※園児以外の子供については、一時預かり事業(一般型)により対応

・同一施設において、幼稚園型(園児を対象)と一般型(園児以外を対象)を併せて実施可能

(この場合、それぞれの種類の基準を満たすことが必要)

・ただし、園児以外の子供の利用がごく少数の場合には、幼稚園型において、当該子供の一時預かりを併せて実施することも可能

認可保育所と同じ

0歳児	3:1	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

2人以上の配置を求めるが、上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合で、かつ、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、**専任職員は1人で可** (※ 職員は常勤・非常勤を問わない)

保育士、幼稚園教諭又は市町村長等が行う研修を修了した者

(ただし、担当職員の半数以上は、保育士又は幼稚園教諭)

設備・面積 保育室等

2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人
2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人
	ほふく室	3.3㎡/人 など

※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可

○在籍園児

・基本分: 平日の教育時間前後(標準的には4時間(*)/日の実施を想定)及び長期休業日

- 年間延べ利用者数2,000人超 **400円** (*各園の教育時間によって異なる)

- 年間延べ利用者数2,000人以下 **1,600千円/年間延べ利用者数-400円(10円以下切り捨て)**

・休日分: 土日祝日等(標準的には8時間/日の実施を想定) **800円**

・長時間加算: 標準4時間/日(休日は標準8時間/日)を超える場合に加算 **100円**

○園児以外の子供

・8時間/日以下の利用 **800円**

・長時間加算: 8時間/日を超える場合に加算 **100円**

実施形態

利用者の**居住市町村が園に委託等して実施**(当該市町村域外に所在する園も含む)することを基本とする(関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可) ※施設型給付と同様の形態

地域子育て支援拠点事業

背景

- ・ 3歳未満児の約7～8割は
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども
との関わりの減

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる場を提供

地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

平成26年度
実施か所数
(交付決定ベース)

6,538か所

解消

育児不安



地域で子育てを支える

72

地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う</p> <p>・出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に向き、出張ひろばを開設</p> <p>・地域支援の取組の実施(加算)※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。</p>	<p>①～④の事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

73

「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

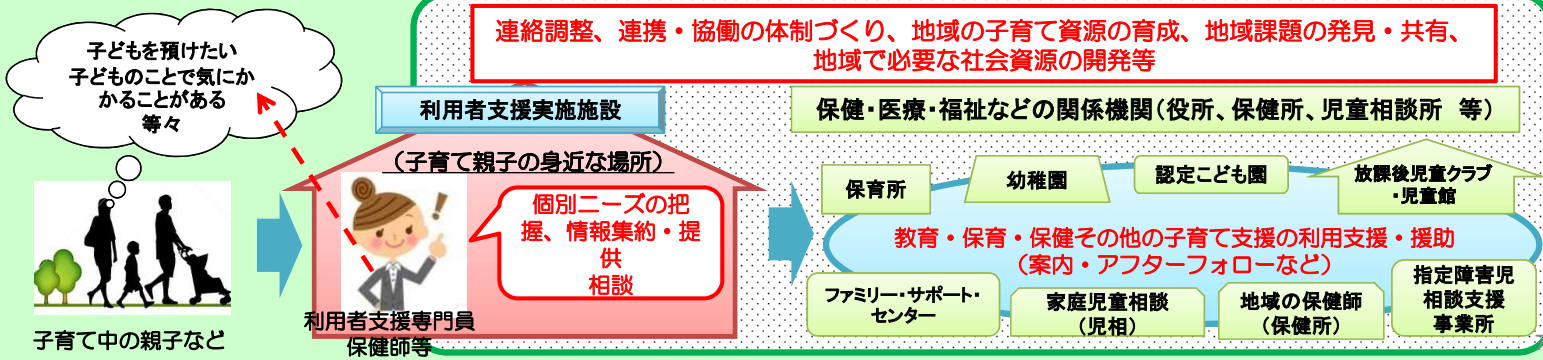
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用者支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。)
(例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)
- ③ 「母子保健型」：保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
※継続的な把握、支援プランの策定を実施
(主として、保健所・保健センター等を活用。)



子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業の役割について

子ども・子育て支援新制度の趣旨

- ・ 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、
- ・ 保護者の選択に基づき、
- ・ 多様な施設・事業者から、
- ・ 良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保する。

車の両輪

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。
(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

- ・ 地域全体の子育て家庭のニーズ(潜在的ニーズも含む)を基に「需要」を見込む。
- ・ 需要に応じて、多様な施設や事業を組み合わせ、「供給」体制を確保。

利用者支援事業

- ・ 個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう支援。(「利用者支援」)
- ・ 利用者支援機能を果たすために、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークの構築、不足している社会資源の開発を実施。(「地域連携」)

地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現

利用者支援事業の役割について

子育て中の親子（妊婦含む）など

子ども・子育て支援にかかる施設・事業

声①
「もう夜中だけど、親を病院に連れて行くので、子どもをあずかってほしい…」

声②
「うちの子、よその家庭の子より落ち着きが無い気がする…」

声③
「最近、子育てがしんどいです…」

利用者支援事業

子育て短期支援事業 一時預かり など

指定障害児相談支援事業所 など

子育てサークル 保健センター（保健師） など

相談対応（来所受付・アウトリーチ）

助言・利用支援

ネットワークの構築

個別ニーズの把握

社会資源の開発

日常的に対応

日常的に連携

本事業が行われる施設等の職員

利用者支援専門員

本事業が行われる施設等の職員

子育て中の親子の身近な場所（地域子育て支援拠点など）で実施！

連携

連携

76

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

（平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉）

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年4月施行）

【現状】（クラブ数及び児童数は平成26年5月現在）

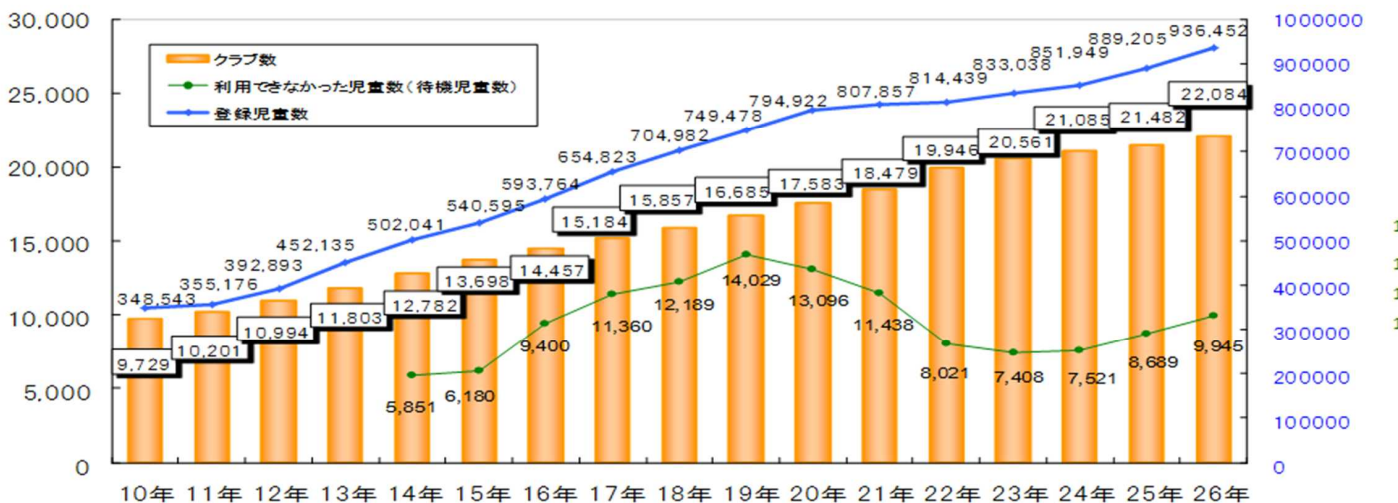
【今後の展開】

- クラブ数 22,084か所
（参考：全国の小学校20,357校）
- 登録児童数 936,452人
- 利用できなかった児童数（待機児童数） 9,945人
〔利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所〕

○「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月31日文科科学省と共同で策定）

- ⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、
- ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
- ・全小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

【参考：クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】

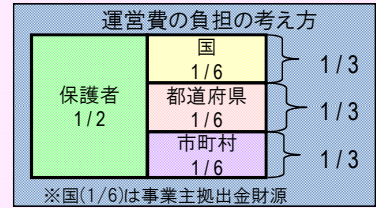


※各年5月1日現在（育成環境課調）

77

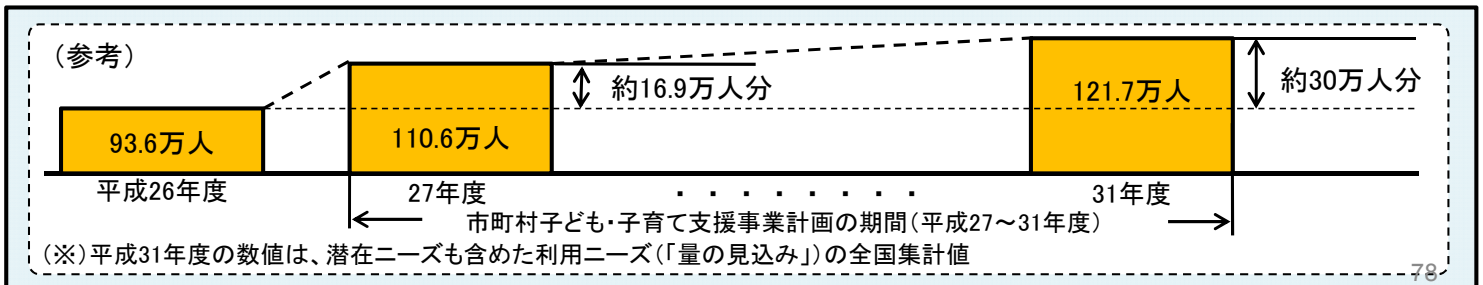
放課後児童クラブ関係・平成27年度予算の概要

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを旨として、平成27年度予算に「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援
- 放課後児童クラブ関係予算 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】



平成27年度における改善事項

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①受入児童数の拡大
936,452人(26年度)→1,105,656人(27年度)[約16.9万人増] ②10人未満の放課後児童クラブへの補助対象の拡大 ③市町村への支援策の充実
ア 放課後子ども環境整備事業の充実
・幼稚園・認定こども園等の活用の促進:設備費等加算
イ 放課後児童クラブ運営支援事業の創設:賃借料補助
ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業の創設:送迎経費補助 ④学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤放課後児童支援員等処遇改善等事業
・放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助 ⑥障害児受入強化推進事業
・障害児を5人以上受け入れている場合の職員の加配 ⑦小規模放課後児童クラブ支援事業
・19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置 <p style="text-align: right;">など</p> |
|---|---|



放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)を策定・公布した

※職員のみ従うべき基準(他の事項は参酌すべき基準)

<主な基準>

支援の目的(参酌すべき基準)(第5条)

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員(従うべき基準)(第10条)

- 放課後児童支援員(※1)を、支援の単位ごとに2人以上配置(うち1人を除き、補助員の代替可)
- ※1 保育士、社会福祉士等(「児童の遊びを指導する者」の資格を基本)であって、都道府県知事が行う研修を修了した者(※2)
- ※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数(参酌すべき基準)(第18条)

- 原則1年につき250日以上
- ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他(参酌すべき基準)

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備(参酌すべき基準)(第9条)

- 専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース)等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模(参酌すべき基準)(第10条)

- 一の支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね40人以下

開所時間(参酌すべき基準)(第18条)

- 土、日、長期休業期間等(小学校の授業の休業日) → 原則1日につき8時間以上
- 平日(小学校授業の休業日以外の日) → 原則1日につき3時間以上
- ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を策定することとし、平成27年3月に「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、地方自治体に通知した。

策定及び見直しの3つの視点

- ① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化
- ② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理
- ③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

80

「放課後児童クラブ運営指針」の概要

運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

81

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
- 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
 - ・(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
 - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
 - ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
 などを記載し、計画的に整備
 - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討